# 契利斯督記

（天文末錄同本）

契利斯督記

全

C 60
68

東京帝國大學圖書印

契利斯督記　乾

# 契利斯督記序

福山　太田方撰

上古唐虞三代之隆道德一而風俗同故無有異教殊學焉及至乎中古戰國之時揚墨塞道諸子橫議暴秦焚典籍禮文大壞炎劉興起大崇儒術及乎其衰也王政闕禮義廢而佛入于漢自爾以來施及吾東方于茲千有餘年矣家々設教人々尊奉遂使天下之心易其趣向而不歸命於

天子矣雖有韓歐其人而堅牢之勢不可復動搖矣及乎足利氏滅宏綱斯弛壞亂亦極乗斯之時天主之教始入我　中邦誑我列辟惑我黎庶不數十年充物　中邦元元墜塗炭皇天愍弔崇降大命

東京帝國大學圖書之印

神祖龍興海内歸一四方安靖亂雖初定西教愈熾
神祖赫怒設大禁用重典坑其人火其書猶尚不
止於是乎因先入之浮屠順固有之民情使天下梵
宮立本末以為綱紀檢宗旨以相收司萬姓奉法
四海一守到于今百有餘年人人徒知天主之名而
無知天主之教者矣豈不出於清明之世而見黜耶
語曰以東攻東以耶拒耶誠哉今觀是書足以見西
教之滑我 夏矣故手録以為帳祕
寛政九年丁巳歳夏五月辛丑

参ス 実紀 十ノ四〇九頁 [1]

寛文二年壬寅二月十二日於評定誓紙其前書
曰
起請文前書
一今度御作事奉行并幾利支丹宗門穿鑿之儀北
條安房守相加僉議可仕之旨被 仰付候殊
御為第一ニ存候御後闇キ不仕御奉公致油断間
敷事
一被 仰付候御役大切ニ存弥以入精末々迄も
猥不成様ニ堅相守可申候勿論御用之義ぬり
あい申間敷候事
一御作事之御用訴訟幾利支丹宗門穿鑿等之義
成程入念御後闇事不仕縦親子兄弟知音之好

又ハ中悪輩たりといへとも依怙贔屓なく正
路沙汰可仕候存寄之義ハ不残心底申出御為
能方付落着可仕候極ゝ（本ノマヽ）義ハ陰ニ而何角取沙
汰仕間敷事附以御威光奢ニ不仕并非
義申懸間敷事
一跡々ゟ被仰出候御法度之趣堅相守可申候自
今以後被仰出候御條目壁書ニ御座候て同事
違背仕間敷候相役中ハ不及申御一門方を始
諸大名諸傍輩と奉對御為以悪心申合一味
仕間敷候於殿中も勿論宿々ニても無用ニし
て切ゝ寄合入魂らしく仕間敷候事
一御隠密之義自然兼候共一切他言仕間敷候發

利支丹宗門穿鑿等之様子御尋之刻不残心底
存寄候通有躰可申上候 御為之義付而相役
人と中悪不仕諸事遂相談可申事
右之條々為一吏而致違犯者

元禄

保田若狭守
作事奉行 宗雪

阿部豊後守殿
兼松下總守殿



符箋アり

参
実紀
十一巻　二六七頁

[2]

明暦四年戌四月廿九日　御座間江被為召被仰
付候吉利支丹之儀　大猷院様御時分ヨリ大切
ニ被思召御用ニ候間念ヲ入穿鑿可仕之由御
直ニ被仰付御加増千石被下㕝就夫井上筑後守
吉利支丹之穿鑿被仰付候初誓詞仕候ヤト相尋
候ヘハ筑後守ハ大目付御役義之誓詞仕吉利支
丹御改被仰付候誓詞者不仕候由申候ヘトモ
私ノ儀相應ニ無之大分ノ御役被仰付候間誓詞
被仰付被下候ハ弥難有可存之由申上ニ付テ御
老中ヨリ五月四日被下候起請案文
起請文前書
一今度吉利支丹穿鑿之儀被　仰付候然レハ御

脱文
北條安房守

[3]

ニ為第一奉存毛頭御後闇仕間敷候及心〻入精
穿鑿ヲトケ不寄誰人無依怙贔負正路可致沙
汰叓付相役人ト申悪敷不仕万事遂相談不立
私申分御為能方ニ付可申及叓

一吉利支丹穿鑿之義御尋之刻不残心底存寄候
通言上可仕候勿論御隠密之義聊以他言仕間
敷叓

一以御威光奢申義又者非分申懸間敷叓

右條々雖為一叓於致違犯者

異国船来見申番所

一坊津

一上コシキ島　薩摩領

野母

一下コシキ島
是ハ國持候へ共此三ケ所ハ長崎ニテ穿鑿イ
タシ能所之由申候故申渡其外ハ見立可被申
付ト申候

一ヲニキ島

一大江山島　天草領

一カハ島

一チヽ島

一イヲウ島　島原領

是ハ長崎ヨリ三里サキ

一ノモ島　御蔵入
是ハ先年ヨリ黒船見申候山

神乗島？（外海）

三重

一ジンカリラ　御藏入
今度申付候
一ミヘ山　大村領
一牛カクビ　平戸領
一ツバヘ
是ハ今度申付候
一カワチノ浦　平戸領
一ナゴヤ　唐津領
一マタラ島　五嶋
一貳箇所程　五嶋
見計可被申付之由申渡
異国ヨリ船衆候時見當山

野母崎

(1) ○ [4a]

一ウチ島　是ハ人ナキ島
一クサカキ島　同前
一ホウノ津ノ山
一上コシキ島
一下コシキ島
右ハ薩摩領
一ノモ嵜　長嵜御藏入
長嵜表制札
定　櫻町
一伴天連入満惣而切支丹宗門之モノ隠居へ
一カラサル事
一異國住宅之日本人若於歸朝者カリシ置へカ

奕

(2)

ラサル事
一人賣買停止タリ但年之モノハ拾ヶ年ヲ限ヘキ事
一請人無之者ニ家ヲ賣并宿カスヘカラサル事
付主人之前ヲ背来者抱置ヘカラサル事
一武士之面々異国人ノ前ヨリ直ニ買物停止ノ事
一異國人ノ物買取銀子遅々イタスヘカラサル事
一フリ賣ニ来物両隣ヘ見セズシテ買ヘカラサル事
一似銀吹出スマシキ事
付似銀并灰吹銀取アツカフヘカラサル事
一分銅并秤ノ類後藤寫之外取ヤリスヘカラサル事

一喧嘩口論停止之事
一博奕一切停止之事
右之條々違犯之輩於有之者可處嚴科者也
辰九月　喜右衛門
與兵衛

掟
一伴天連之訴人申出ルニ於テハ其軽重ニ随ヒ或銀子三百枚或二百枚可被下之事
一入満并同宿其外切利支丹宗門訴人申出ルニ於テハ其忠ニ従ヒ銀子可被下之事
付伴天連入満同宿タリトイヘトモ訴人仕タ

ルニ於テハ免其科御褒美可被下之事
一日本ニ隠居タル伴天連并切支丹宗門之輩異
國ヨリツヽケモノ取次致ス者有之ハ申来ル
ヘシ其科ヲユルシ或銀子三百枚或二百枚可
被下之事
右之旨於申出者急度御褒美可被下者也

辰九月　　與兵衛
　　　　　喜右衛門

(3)

定

一吉利支丹事罪科依為重畳乗来族被停止之訖
然上者自今以後彼国之輩唐船ニノセ来ルニ於テ
ハ其身事不及沙汰船中之者悉可被處死罪也

縦同船之ウチタリトイフトモ申出ルニ付テハ
科ヲユルシ御褒美可被下之事
一吉利支丹ノ書状并コトツテ物モチ来ルヘカ
ラス自然相背族アラハ是亦可申上於隠置者
其科可為同前事
一属詑ヲ出シ吉利支丹ノ族唐船ニノリ来ル事
有ハ早ク可申上之然者科ヲナタメ為御褒美
其属詑之一倍可被下之事
右可相守此旨者也仍執達如件

(4)

諭唐船諸人

一切支丹以罪悪深重故其駕船所乗者悉皆斬戮
且其徒自阿媽港發船渡海之事既停止訖自今

以後唐船若有載彼来則速斬其身而同船者亦當伏誅但縦雖同船者告而不匿則赦之可復賞事

一吉利支丹之書札并贈寄之物潜藏齎来於日本則必須誅之若有違犯而来者速可告訴焉猶有匿而不言者其罪同前條事

一以重賄密載吉利支丹之徒于船底而来即可早告之然則宥其咎且其賞賜可倍於彼重賄事

右所定三章如此唐船諸商客皆宜承知必勿違失

年号月日　肥前国　長崎

禁制

一伴天連乗渡日本事

一日本之武具持渡異國事

一日本之人令渡海異國事

右條々於有違犯之族者速可被處嚴科之旨依仰下知如件

明暦四年五月三日　奉行

國々所々江被遣候制札

定

吉利支丹宗門ノ事累年御制禁タリトイヘ𪜈弥以断絶ナク急度可相改之旨所被仰出也自然不審ナルモノ有之候ハヽ可申出之此以前ハ伴天連之訴人ニ銀貳百枚イルマンニ百枚雖被

[5]

下自今以後ハ
一伴天連之訴人銀三百枚
一イルマン之訴人銀貳百枚
一同宿并宗門之訴人ハ銀五十枚亦者三十枚品ニヨルヘキ也右之通御褒美トシテ可被下之若カクシヲキ佗所ヨリアラハルヽ於テハ其五人組ニテ可被行曲事之旨依　仰當領中下知如件

万治元年八月

# 宗門穿鑿式

(1) 一宗門之者訴人有之時ハ訴人之申口ヲ口書ニし其後訴人之宿江人ヲツカワシ断置候叓

(2) 一宗門ニサヽレ候者申遣候時ハ御領地ニテ候ヘハ直ニ従此方申遣ス叓モ有之亦御勘定所江申渡し候叓モ有之給人方江ハ従御老中御奉書被遣候叓

(3) 一宗門穿鑿仕候時分訴人トサヽレ候者ヲ引合穿鑿不相極候内ハ奉公人ハ主人御領所之者ニテ候ヘハ其御代官江預置候町人ニテ候ヘハ五人與ニ預置度召寄大形穿鑿キワマリ候時分両町奉行江申渡し籠舎申付候叓

(4) 一従籠屋此方江召寄穿鑿仕候時分ハ町奉行江

中遣候其時ハ町奉行同心并囚獄同心台連参
候㕝
(5) 一宗門ノモノ訴人有之時國々江被仰遣候時ハ
御奉書ニ訴人ノ口書ヲ添被遣候㕝
(6) 一手前ニテ吉利支丹穿鑿之刻ハ自身承候籠屋
江遣嗷問之刻南蛮人歟或日本人ニテモ大㕝
ノモノニテ候ハ筑後守時分ニハ玄蕃ヲ遣し
候由軽キモノニテ候時者當座ニ見計候而遣
候由其役人トテ定候而ハ置不申候由左様之
時分検使ニ遣候者ニ誓紙ハカヽセ不申候由
トヽ伴天連ナトニ度々ツキ合候ヘハ宗門ニ
成ツフニ存スルノモ有之候万存之外成義多

有之候㕝
(7) 一親吉利支丹宗門之由訴人御座候而モ女房子
兄弟ニ訴人無之候ヘハ女房子兄弟ハ此方ヨ
リ搆不申候㕝但様子ニヨリ切支丹宗門ニテ
ハ無之候哉尋申㕝モ有之候㕝
(8) 一何程ノ科人ニテモ吉利支丹宗門訴人候ヘハ
斬罪御赦免被成其所江被遣候㕝
(9) 一嗷問ノ上ニテ訴人不仕候而モツルサレクル
シミノウヘニテモ能モノヲ一人ニテモ訴人
イタし候ヘハ死罪御赦免但籠ヨリ出し候㕝
ハ其品ニヨリ申候㕝
(10) 一宗門之義ニ付張文落文ナト仕㕝有之左様ノ

叓候而モ書物ヲハ此方ヘ取置其人ハ改不申
候叓

(11) 一宗門ツルシ候時分ハ二三日モ前廉ニ町奉行
所江申遣ツルシ場出来次第ニツルシ候モノ
傳馬町籠屋ヨリ出遣候其時分ハ町奉行衆與
力同心付候而参候自分ノモノハ先立ツルシ
場ヘ参相待居申候ツルシモノ参候得ハ穢多
ニ申付ツルサセ候叓町奉行共力同心ハカマ
イ申サズ候晝夜ツルシ場ニ番仕候義モ穢多
致候所ハ浅草穢多居申近所ニテ候ツルシモ
ノ白状可仕ト申候ヘハ穢多注進イタシ候其
刻家頼ノモノヲ遣様子相尋候大叓之ツルシ

モノヲハ筑後守時分ニハ筑後守野村彦大夫
ニ借置候野屋敷之内ニテツルシ候由其砌モ
番ハ穢多仕候

(12) 一ツルシ初候叓ハ御精進ナド除候由ツルシカ
ヽリ候而ハ其カ下マイ無之候由

(13) 一ツルシモノ相果候屍ハ様ニ捨申候叓

(14) 一斬罪ノモノ有之時分ハ右同前ニ町奉行所江
申遣候與力同心サイリヤウイタシ浅草テン（ヲ字カ）
ホウヤ亦ハハタモノ場ニテ申付候斬罪ハ町
奉行衆同心仕候手前之者検使ニ遣シ候屍ハ
穢多共ニ申付ランホ（ウ）ヤニ埋サセ申候叓

(15) 一嗷問傳馬町籠屋ニテ申付候刻ハ手前ノモノ

検使ニ遣シ囚獄同心トモニ申付嗷問イタサ
セ筑後守致言上囚獄同心十人増申候由此モ
ノトモ宗門ニ付此方ヘモ参候而嗷問之時分
モ手傳仕候由

(16)
一小日向ニテ嗷問申付候刻ハ自分ノモノ計ニ
テ嗷問仕候由或ハ能宗門ノモノカ又ハ大事
ノモノニテ候ヘハ小日向切支丹屋敷ニテ嗷
問致候

(17)
一嗷問ヲ頼ニイタシ好ム事悪ク候奉行骨ヲ折候
𪜈切々穿鑿イタシ細ニ口書ヲ申付色々思案
イタシ手ヲ廻シサクリ尋ル可然由或宗門
ヲカクシ又ハ類門白状ヲイタサヽル時センカタ
ツキタルトキ嗷問仕ヘキ事

(18)
一嗷問ツヨク申付タル計ニテモ白状不仕候由
又ヨハク候ヘハ猶以白状不仕候能科人ノ心
ヲ考ヘテイタスヘキ由久敷嗷問仕ルモノハ
木馬ヨク候事ツヨク嗷問致候ヘハ科人草臥
重而嗷問難成事有之又ハツヨキ科人ヲツヨ
クイタシコラヘラレ重而イタスヘキ様無之
事アリ能心配遠慮有ヘキ事

(19)
一吉利支丹宗門十人計モ一度ニ訴人有之時ハ
或ハ三人或ハ五人計モカラメトリ一度ニ十
人トモハ捕ヘ不申候但
上意ヲ候ヒ又ハ御指圖ヲ請可申候事

(20)
一吉利支丹ノ宿イタシ候メモノ初ハ科ニ被
仰付候侍ヲモハリツケニ御掛被成候コトモ
有之其後ハ宿ヘハ御カヽリ不被成候叓

(21)
一最前ニ親宗門ニテ候ヘハ女房マテ御穿鑿ナシ
ニ同罪ニ被仰付候其後御穿議候而親吉利支
丹ニテ候テモ御穿鑿ノウヘ女房子宗門ニテ
無之候ヘハ御赦免候叓

(22)
一宗門ノ者申分ニ子ヲ出家ニイタシ置候由申
事有之實正ニテ候ヘハ申分立御預被成候叓

(23)
一初ハ一両人訴人イタシ候ヘハ御預被成候ノ
チニハ五人六人モ數多訴人不申候ヘハ先篭
舎被 仰付弥御穿鑿ノ上ニテ御預被成候叓

missa

一人ニテモ能モノヲ訴人イタシ候カ又ハ能
モノニテ無之候ヘトモ五人六人十人ハカリ
モ白状イタシ候ヘハ御預被成候叓

(24)
一親兄弟子伯父伯母親類ヲ訴人イタシ候ヘハ
御穿鑿ノ上其科ニヨリ御預ノ叓

(25)
一何方ニテモ伴天連被捕候者其書物薬并ミイ
サノ道具ヨリヨセ可申叓

(26)
一小日向吉利支丹屋敷御預ノ者病死カ或ハ自
害仕叓有之時ハ御歩目付参死骸ヲ穿鑿被申
候しカハ子ハ手前ノ者ニ申付タメし其後テ
ンギウヤヘ遣し埋置候叓

万治二亥三月八日阿蘭陀御暇同日殿中日記

留

一阿蘭陀カーヒータン今日御暇依之被　仰出之義有之付而登城殿上間次之席著座此時雅樂頭伊豆守豊後守美濃守大廣間三間江出席列居時ニカーヒータン殿上間ヨリ黒川與兵衛并御目付両人令案内板縁之内杉戸際ニ被候此節上意之趣北條安房守へ老中含之安房守通事江傳達之然而カーヒータンへ通事演達之所謂

覺

一阿蘭陀事者　御代〻日本致商買候様ニ被仰付之毎年長崎江著船仕候自此以前如被仰付之キリシタン宗門ト通用仕マしく候若致入魂之由イワレノ國ヨリ申上候共日本渡海可被成御停止候勿論彼宗門之族船ニノセ来リ申間敷事

一不相替日本為商買渡海仕度奉存候者キリシタン宗門之義付而被聞名可然義於有之者毎年阿蘭陀船渡海之事候間急度長崎奉行人迄可申上事

一日本渡海之唐船バハン仕マシキ事

以上

右之趣以通事カーヒータンニ相達之御請申上候旨事又安房守江演謝之事終而カーヒータン殿上

間江退去其以後綿衣三十臺載之進物番持出之三間敷居際ニ並置之重而カヒタン殿上間ヨリ黒川與兵衛御目付両人案内有之而最前席江罷出祇候御暇付而綿衣被下候旨安房守通事江達之其旨カヒタンニ通吏謝之則カヒタン敷居際マテ出座頂戴之老中江一禮イタシ退去進物ハ坊主入之

右被仰渡之席并進物置所等左ニ圖之

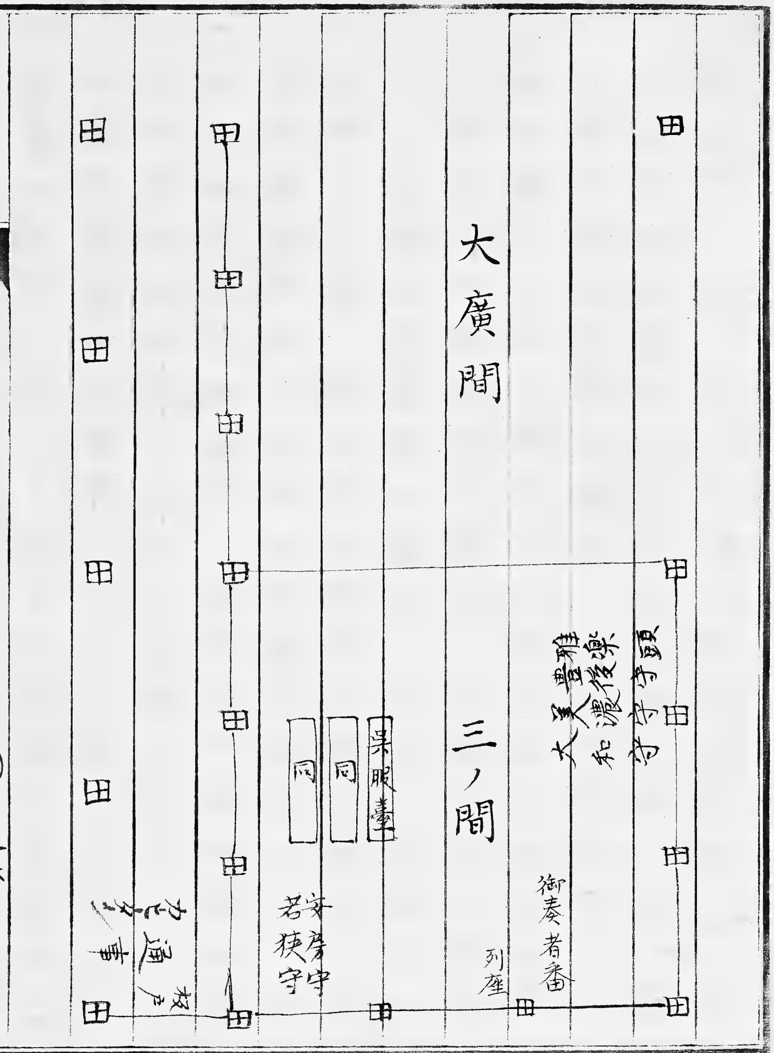

Deus Christão [7] (2) (1) ○

阿

一通事石橋助左衛門小袖ニ被下候安房守傳之
但安房守疊縁ニ着座
吉利支丹名サカリヤスワアケナル
一万治四年丑年御阿蘭陀人御暇被下今日御相談
有之而例年ノ御出付如此相改其留
一ヲラシタ事ハ御代々日本高買候ノ様ニト被
仰付候每年長崎ヘ着船仕從此以前如被仰
出候吉利支丹宗門ト通用仕間敷若致入魂候
由何國ヨリ申上候トモ日本渡海可被成御停
止候勿論彼宗門之族船ニ乘來申間敷事
一不相替日本為商賣渡海仕度奉存候ハ吉利支
丹宗門ノ義ニ付テ被聞召可然義猶有之者每
年ヲラシタ船渡海之事ニテ可申上候アタラ
シク南蛮人手ニ入吉利支丹宗門ニ成国モ有
之候ヤ渡海道筋之儀ハ可承候間見及聞及候
ハヽ長崎奉行マテ可申上候事
以上　三月十一日

宗門穿鑿心持之事
一宗門之者初ハ吉利支丹カト相尋候ヘハ少モ
不隱吉利支丹之由申候今程ハ成程宗門ヲカ
クシ候事
一ウハ并女ナトハテウスノ踏繪ヲフマセ候ヘ
ハ上氣サシカフリモノヲ取捨息合アラク汗
ヲカキ又ハ女ニヨリ人ノ不見様ニ踏繪ヲイ

Padre (3) imagem (4) jejum (5)

タヽキ候叓モ有之由
一宗門穿鑿ノ時生國亦久敷住居イタシ候所相尋
尋之國ニヨリ伴天連不参所亦参候而宗門廣
候所可考タメノ叓
一チヰサキイーマーセウ脇指ノ柄頭江掘入又イーマ
セヲ伴天連ノ骨灰ナトヲ枕ノ内ニ入焼物杳
箱ノ内子リ薬ナトノ中ヘ入置丁有心付ヘキ
叓
一切支丹宗門ハ自害ハ不致法度ニテ候ヘ共ゼ
シーユーントテ食叓ヲヒカヘ食ヲモ少シツヽ食
シ其外大根カブナドノ類ヲ命ツナキ計ニ食
シヨウ〳〵ニ身ヨハリ相果候叓有之自害ニテ

consciencia (6)

ハ無之食ヲハイタシ候ヘトモ相果候トコーンセー
シーシーヤニカケ相果候儀ニ候叓
一ワルレ殺又ハ斬罪火アフリニ被　仰付候内
ハ伴天連切〻渡シ申由其後ヲンコロハセ日
本之宗旨ニ被成小日向ニサシヲカレ女房ヲ
被下伴天連ニハ十人扶持ニ銀子壹貫宛被下
切〻色〻ノ義御尋被成不申上候時ハ嗷問被
仰付候様ニ被遊候而ヨリ宗門ノ者スクナ
ク罷成候由加様ノ者ノ嗷問ハ木馬能御座候
合点無之モノヲ検使ニ遣シ嗷問六ケ敷存シ
キツクイタシ候ヘハ相果申候又病者ニ罷成
嗷問不罷成體ニ成申由兎角嗷問イタシ候丁

Irmão

ハ不死様ニ可仕由上意候ツルシヤウ弱クモ
強クモ色々指引有之候由罷ナトキニツルシ又
ツナキヲキ候而考ヘ申事モ有之候由但死罪
場ナトニツルシ候時ハ穢多ムツカシカリコ
ロス事モ切々有之候間其考可有之事
(7) 一伴天連穿鑿之内ハ奉行ヲモ家来ヲハ勿論穿
鑿ノ内ニモヨソナガラ勧メ色々タマシ候事
有之候間其心得可有候
(8) 一噯間ニツカハシ候内検使ニ参候者心ヲ色々
考慈悲成検使トオモイ候ヘハ弥慈悲ヲ加候
ヤウニイタシカケ申候事
(9) 一吉利支丹宗門ニハメイヨ有之由勧メ候間ナ
ニヨウノメイヨ候哉噯間ノ内ニテモツルシ
候内ニテモ見出シ候ヘト申ツカハシ候ヘ共
偽ヲ勧メ候故少モ不思議成義無之候由
(10) 一伴天連入満同宿宗門之モノコロヒ候時分ハ
成程堅ク申付宗旨ヲ替禅宗或ハ浄土宗ニ被
成寺参ヲ申旦那ニイタシ伴天連入満ニハ女
房ヲ被下候其上ニテ立アカリ申時分ハ吉利
支丹アイシライニハ不仕スリ盗アテガイニ
イタシ斬罪可仕被　仰付同宿宗門ノ者ハ日
向ニテモ二三人籠屋ニテモ五六十人モ切捨
申候由
(11) 一此以前ハ伴天連ヲ死罪ニ被仰付候ヘハ骨灰

ヲ方々ヘ竊参候能宗門ナトヲモ骨灰ヲトリ
参候大昔ハ日本ニテマールチーリーアシ候モノヽ
骨灰ヲハ異國ヘも渡し候由

一出家ニハ吉利支丹唯今マテ無之由山伏ニハ
サヽレ候モノモ有之候由

一万事ニ付宗門改之時奉行偽ヲ不申申出シタ
ル義ハ不替ヤウニ篭舎或ハツルサレ候宗門
ノ者トモ存候様ニ仕事御座候由左様ニ無之
候ヘハ類門訴人イタス時モ又ハコロビ申候
モノモ奉行人ヲ疑申ヿ候下々ニ穿鑿ノ役人マ
テ其意得有之様ニ可申付ヿ

一奉行人も家来役人も慈悲ナル奉行役人ト吉
利支丹存候ヘハ穿鑿ノサワリニ罷成候左様
ニ候トテ強ノムリニイタメ候ハ弥悪敷候能
ミ宗門ノ心ヲ考ヘ可仕由木馬穿鑿ノ時分切
々小便ニヲリタハコナト所望仕候ヿ有之時
ハ心ニシタカヒテ能ヿモ有之候又時分ニヨ
リ人ニヨリ切々ヲロシ申サヌカ能ヿモ有之
ヿ

一ヲツト吉利支丹ニテ女房之ヿ獨子吉利支丹
ニテ親ヿ父母吉利支丹ニテ子ノヿ大形十カ
七八マテハ吉利支丹ニテ有之候ヿ
朝鮮人吉利支丹ニ勧メ被入候而ハ男女共ニ
ヲモヒ入深クコトニ女ハ聞入候ヘハ思入深

ノ候叓

一穿鑿之時初日詞ヲ聞叓有二三日モ申叓計リヲ聞其後聞届候テヨリ不審ヲカケ可然由念比ニ聞叓無之卒尓ニ不審ヲウチ論ニイタシ候叓アシク候由宗門ノモノハカナツチ論ニハタシ候叓ヲ好ミ候由タカヒニ後生ノ叓ニテ論ヲイタシ雙方トモニ證據ナクカナツチ論ニ成候ヘハワキヨリ聞奉行ノ誤ノヤウニ存家来マテモ吉利支丹宗門ニモ道理有之ヤウニ存知候ヘハ大悪叓ニテ候吉利支丹邪法万偽計リヲ申人ヲ迷シ候所ヲ道理ニ詰諸人邪法ト存ヤウニ不仕候ヘハ下〻家来穿鑿ノ




役人ニテ難有可存躰ニテ候由ノ叓

一伴天連吉利支丹宗門ニヲシヘ申候ハ穿鑿之節奉行智慧モ有之善悪ヲモ明決スル人成トモ宗門穿鑿之時ハ智慧モクラミ辯舌モ不自由也デウスノ名譽ニテ合カシ給故ニ宗門ノ者ハ不辯舌ニテモ不智慧ニテモ智慧モ出来辯舌モアキラカニ成トヲシヘ故其数ノ如ク様子見ルヨシ又訴人候而奉行所ニテ對決ノ刻モイセウヲモトヽノヘ奉行ノ前ニテ如何ニモ慇懃ニ致礼訴人ヘモアシキ詞ヲツカハサルモノ有之是モ上天致スヘキ時今来テ奉行所ヘヨハルヽト勧メ候ユヘナリ訴人ヘモ

根有之義ニヲナシ怨ニ存候ヘハ上天ノサワ
リト成ト勸メ候ヨシ
一國主吉利支丹宗門之仕置善悪有之宗門ノ考
ヘアシキ仕置ノ國ニハカクレ候叓マギレヤ
スキニヨリ其國ニハ必吉利支丹宗門アリ切
々旦那寺ノ改可念入也出家モ亦タマサレル
叓只今迄ハ吉利支丹ハ死骸大葬スルヿ無之
候アヲ已カ宿ニテ桶ニ入桶ノ内ニ板ニテクイ
ルースヲ作入、桶ノ上ヲヨクカラゲツカハし、土
葬ニイタシ候叓有ヨし、薪拂底ノ所カ又歎氏
ニモ土葬ニスルヿモアレド、カヤウノ所ニモ
不審ヲ可立叓也死骸ヲ掘出し桶ノ内ヲ穿鑿



イタし宗門アラハレタル義モ度々有之候由
農人町人職人等ニ日本ノ誓詞南蠻ノ誓詞ヲ
イタサセ寺請ヲトリ其後ハ一年モ二年モ改
ノ沙汰無之サしヲカル、國有左様ニテ油断
有之所ヘハ必吉利支丹カクレ有之叓多候由

吉利支丹宗旨廣リ候筋

一加賀國此國ニハ高山右近太閤之時分十二万
石取申候加賀国ヘ御預之時分四万石取候内
藤飛彈後ニ道順ト申候是モ加賀ニテ三万石
取申候吉利支丹宗門ニテ候此者両人ハ呂宋
ニ流罪被仰付彼地ニテ両人共ニ相果候其
家来宗門ニテ

大猷院様御代モ多出候由肥前國島原ハ城主
有馬修理吉利支丹宗門故町人百姓不残吉利
支丹ニテ候由會津ニテハ岡野越後吉利支丹
故家来大形宗門ニイタシ候猶苗代ト申所城
地ニテ候此所ノ百姓吉利支丹ニテ候由豊後
一國ハ大友領地是モ宗門多出申候筑前國ニ
テモ如水一度吉利支丹ニナラレ候故一門ノ
内ニモ能吉利支丹候ツルヨシ大閤ノ時分ハ
御當代程政道無之故宗門多有之由吉利支
丹寺日本有之候所々ハ長島大村深堀有馬筑
後ノ柳川肥後ノ國八代天草豊前國小倉筑前
ノ博多周防ノ山口安藝廣島紀州和歌山京大

Pedro
Francisco

Companhia
Frate

[9]

坂堺伏見駿府江戸仙臺會津加賀國金沢
一逢坂ヨリ西ノ吉利支丹寺ハコンメニヤ逢坂
ヨリ東ノ寺ハフラテ派ナリ

吉利支丹出申國所之覺

奥州

松平陸奥守領分

仙臺ヨリ

廿一年以前寅年日本伴天連ヘイトロマ
ルチイノ市左衛門南蠻伴天連フランシスコ
縊右衛門シユアンハウチヌスダ以上四人出
申候其外宗門ノモノ多出申候侍分ノモノ七
八人モ出申候

此所ニ先年キーリーシーターン寺御座候
保科肥後守領分
會津ヨリ宗門ノモノ多出申候内侍分ノモノ
五六人モ出申候
丹羽左京大夫領分
二本松ヨリ宗門ノモノ多出申候内侍分ノモ
ノ四五人モ出申候
南部山城守領分
盛岡ヨリ宗門ノモノ多出申候内侍分ノモノ
二三人モ出申候
本多能登守領分
白川ヨリ宗門ノモノ多ク出申候

秋田安房守領分
三春ヨリ宗門ノモノ中比ニ出申候
津軽平蔵領分
津軽ヨリ宗門ノモノ五六人モ出申候内侍一
人出申候
松前千勝知行
松前ヨリ宗門ノモノ四五人モ出申候
内藤帯刀領分
岩城ヨリ宗門ノモノ二三人モ出申候内侍一
人出申候
内藤豊前領分
棚倉ヨリ宗門ノモノ四五人モ出申候内侍一

両人モ出申候
相馬長門守領分
中村ヨリ宗門二三人モ出申候
出羽國
松平下總守領分
山形ヨリ
廿年以前之卯年南蛮伴天連ベルナアルトウ
市左衛門出申候其外宗門多出申候内侍四五
人モ出申候
松平清左衛門御代官所
延澤ヨリ宗門多出申候
酒井攝津守領分

鶴岡ヨリ宗門ノ者二三人モ出申候
佐竹修理大夫領分
久保田ヨリ宗門ノモノ多出申候内侍四五人
モ出申候
戸澤能登守領分
新庄ヨリ宗門侍一人出申候
上杉播磨守領分
米澤ヨリ宗門中比ニ出申候内侍二三人モ出
申候
越後國
松平大和守領分
本庄ヨリ宗門二三人モ出申候

溝口出雲守領分
新發田ヨリ宗門四五人モ出申候
牧野飛彈守領分
長岡ヨリ宗門五六人モ出申候内侍一人出申
候
松平越後守領分
高田ヨリ宗門五六人モ出申候
佐渡國ヨリ宗門十人許出申候
信濃國
仙石越前守領分
上田ヨリ宗門二三人モ出申候内侍一人出申
候

眞田伊豆守領分
松代ヨリ宗門中比ニ出申候内侍二三人モ出
申候
鳥居主膳正領分
高遠ヨリ宗門一両人出申候内侍一人出申候
上野國
眞田伊賀守領分
沼田ヨリ宗門多出申候東庵ト申イルマン同
前ノ宗門御座候
安藤對馬守領分
高崎ヨリ宗門二三人モ出申候
酒井雅楽頭領分

鹿橋ヨリ宗門四五人出申候内侍一人出申候

三浦志摩守領分

壬生ヨリ宗門一人出申候

伊奈半左衛門御代官所

三波川村　渡瀬村　鬼名村　中ツカ原村

此四ヶ村ヨリ明暦二申年五月マテ宗門十四五人モ出申候渡瀬村ニ對庵ト申能宗門御座候

武藏國

江戸ヨリ宗門多出申候

此所ニ先年キーリーシータン寺御座候センタカヤニテ乞食廿人余リ出申候牛込ニテ乞食十人出申候

伊奈半左衛門御代官所

ホキマヨリ七八人モ出申候

同断

神奈川ヨリ穢多ニ宗門廿人余出申候

土井遠江守領分

古河ヨリ宗門十人計モ出申候

阿部豊後守領分

忍ヨリ侍ニ宗門一人出申候

松平伊豆守領分

川越ヨリ宗門一人出申候

上總國

廐橋ヨリ宗門四五人出申候内侍一人出申候
三浦志摩守領分
壬生ヨリ宗門一人出申候
伊奈半左衛門御代官所
三波川村　渡瀬村　鬼名村　中ツカ原村
此四ケ村ヨリ明暦二申年五月マテ宗門十四
五人モ出申候渡瀬村ニ對庵ト申能宗門御座
候
武藏國
江戸ヨリ宗門多出申候
此所ニ先年キリシタン寺御座候センタカヤ
ニテ乞食廿人余リ出申候牛込ニテ乞食十人
出申候
伊奈半左衛門御代官所
ホキマヨリ七八人モ出申候
同断
神奈川ヨリ穢多ニ宗門廿人余出申候
土井遠江守領分
古河ヨリ宗門十人計モ出申候
阿部豊後守領分
忍ヨリ侍ニ宗門一人出申候
松平伊豆守領分
川越ヨリ宗門一人出申候
上總國

伊奈半左衛門御代官所ヨリ宗門四五人モ出
申候其後ハ上總國ヨリ終ニ出不申候
下總國
堀田上野介領分
佐倉ヨリ宗門二三人モ出申候
板倉阿波守領分
関宿ヨリ四五人モ出申候
一色宮内知行
葛飾郡 旭村大殿井
大トノヘ村ヨリ四五人モ出申候
常陸國
水戸ヨリ宗門七八人モ出申候
新庄越前守領分
行方郡
麻生ヨリ侍ニ能宗門一人出申候
朽木民部少輔領分
土浦ヨリ宗門一人出申候
下野國
奥平美作守領分
宇都宮ヨリ宗門四五人モ出申候
日光領
蘆尾ヨリ宗門多出申候
細川豊前守領分
茂木ヨリ宗門一両人モ出申候
相模國
小田原ヨリ宗門二三人モ出申候内侍一人出

申候
成瀬五左衛門御代官所
鎌倉ヨリ穢多ニ宗門五六人モ出申候
伊豆國
伊奈兵藏御代官所
三島ヨリ宗門二三人モ出申候
駿河國
府中ヨリ宗門二三人モ出申候
此所ニ先年キリシタン寺御座候
小田原領
ミクリヤヨリケツレント申能宗門出申候
遠江國

十二

磐田郡今井村

岐阜

北條出羽守領分
掛川ヨリ宗門一人出申候
松平清兵衛御代官所
太田村ヨリ宗門二三人モ出申候
三河國
小笠原壹岐守領分
吉田ヨリ宗門一両人出申候
尾張國
名古屋ヨリ宗門中比ニ出申候
美濃國
松平丹波守領分
加納ヨリ宗門二三人モ出申候

古ノ大野郡ニアリ
今ノ揖斐郡

戸田釆女正領分

大垣ヨリ宗門四五人モ出申候内侍二人出申候

岡田将監御代官所ヨリ宗門七八人モ出申候

伊勢國

松平越中守領分

桑名ヨリ宗門一両人出申候

藤堂大學頭領分

津ヨリ宗門中比ニ出申候

近江國

井伊掃部頭領分

彦根ヨリ宗門十人計モ出申候内侍四五人出申候

近藤與兵衛御代官所

柏原ヨリ宗門一人出申候

小堀遠江守御代官所

八幡ヨリ能宗門一人出申候

本多下總守領分

膳所ヨリ二三人モ出申候

膳所領

草津ヨリ一両人出申候

観音寺御代官所

守山ヨリ宗門一両人出申候

小野喜左衛門御代官所

堅田ヨリ内藤道順ト申能宗門出申候

同人御代官所
大津ヨリ宗門二三人モ出申候
山城國京都ヨリ
京都ヨリ宗門多出申候内侍一人出申候
永井信濃守領分
淀ヨリ宗門四五人モ出申候
水野石見守（本ノ儘）
伏見ヨリ宗門多出申候此所ニ先年キリシタ
ン寺御座候
永井日向守知行時
勝龍寺ヨリ宗門七八人モ出申候
攝津國
大坂ヨリ宗門多出申候此所ニ先年キリシタ
ン寺御座候
堺ヨリ宗門多出申候此所ニ先年キリシタン
寺御座候
永井日向守領分
高槻ヨリ宗門十人計モ出申候
青山大膳亮領分
尼崎ヨリ宗門二三人モ出申候
板倉周防守領分
下音羽村ヨリ宗門多出申候
紀伊國
和歌山ヨリ宗門多出申候内侍四五人モ出申

候此所ニ先年キリシタン寺御座候

大和國

本多内記領分

郡山ヨリ宗門四五人モ出申候

植村右衛門佐領分

高取ヨリ宗門一両人出申候

和泉國

岡部美濃守領分

岸和田ヨリ宗門二三人モ出申候

河内國ヨリ宗門一両人モ出申候

藤堂大學領分

伊賀國

上野ヨリ宗門一両人モ出申候

丹波國

松平主殿頭領分

福知山ヨリ宗門七八人モ出申候

松平伊賀守領分

亀山ヨリ宗門二三人モ出申候

小出伊勢守領分

園部ヨリ宗門二三人モ出申候

越前國

松平越前守領分

福井ヨリ宗門七八人モ出申候

本多飛彈守領分

候此所ニ先年キリシタン寺御座候

大和國

本多内記領分

郡山ヨリ宗門四五人モ出申候

植村右衛門佐領分

高取ヨリ宗門一両人出申候

和泉國

岡部美濃守領分

岸和田ヨリ宗門二三人モ出申候

河内國ヨリ宗門一両人モ出申候

藤堂大學領分

伊賀國

上野ヨリ宗門一両人モ出申候

丹波國

松平主殿頭領分

福知山ヨリ宗門七八人モ出申候

松平伊賀守領分

亀山ヨリ宗門二三人モ出申候

小出伊勢守領分

園部ヨリ宗門二三人モ出申候

越前國

松平越前守領分

福井ヨリ宗門七八人モ出申候

本多飛彈守領分

丸岡ヨリ宗門三人出申候内侍二人出申候

加賀國

金澤ヨリ宗門多出申候内侍七八人モ出申候

此所先年キーリーシータ―ン寺御座候

小松ヨリ宗門多出申候

越中國

松平淡路守領分

富山ヨリ宗門五六人モ出申候

能登國ヨリ宗門七八人モ出申候

金森長門守

飛彈國

高山ヨリ宗門一両人モ出申候

若狭國ヨリ宗門一両人モ出申候

但馬國

松平伯耆守知行之時

豊岡ヨリ宗門一人出申候

播磨國

松平式部大輔領分

姫路ヨリ宗門中比ニ出申候内侍一人出申候

浅野内匠頭領分

加里屋ヨリ宗門二三人モ出申候

松平新太郎

備前國

岡山ヨリ宗門中比ニ出申候内侍二人出申候

備中國
松平新太郎領分ヨリ宗門五三人モ出申候
備後國
水野日向守領分
福山ヨリ宗門二三人モ出申候
同断
鞆ヨリ宗門一両人モ出申候
安藝國
廣島ヨリ宗門多出申候内侍四五人モ出申候
此所ニ先年キリシタン寺御座候
長門國
松平大膳大夫領分
萩ヨリ宗門四五人出申候内侍二人出申候
毛利和泉守領分
下関ヨリ宗門四五人モ出申候
周防國
松平大膳大夫領分
岩國ヨリ宗門二三人モ出申候
石見國
亀井能登守領分
津和野ヨリ侍ニ宗門一人出申候
古田兵部少輔領分
濵田同断
松平出羽守

出雲國
松江ヨリ宗門二三人モ出申候
森内記
美作國
津山ヨリ宗門多出申候内侍二人出申候
松平相模守
因幡國
鳥取ヨリ宗門八九人モ出申候内侍二三人モ
出申候
松平阿波守
阿波國
徳島ヨリ宗門中比ニ出申候内侍二三人モ出
申候
同人
淡路國ヨリ宗門二三人モ出申候
讃岐國
松平右京大夫領分
高松ヨリ宗門多出申候内侍一（両）人モ出申候
山崎虎之助領分
丸亀ヨリ宗門二三人モ出申候
松平對馬守
土佐國
高知ヨリ宗門二三人モ出申候内侍一人出申
候

伊豫國
松平隠岐守領分
松山ヨリ宗門二三人モ出申候内侍一人出申候
加藤出羽守領分
大洲ヨリ宗門一両人モ出申候
伊達大膳大夫領分
宇和島ヨリ宗門二三人モ出申候
豊前國
小笠原右近大夫領分
小倉ヨリ宗門七八人モ出申候此所ニ先年キ
リーシーターン寺御座候
豊後國
稲葉能登守領分
臼杵ヨリ宗門二人出申候内侍一人出申候　近年ハキリシタン沢山出申候
木下伊賀守領分
日出ヨリ宗門侍一人出申候　近年ハ沢山出申候
中川山城守領分
竹田ヨリ宗門二三人モ出申候
松平右衛門佐
筑前國
大島浦江十六年以前未年南蛮伴天連四人日
本イールーマーン一人唐人二人日本人三人以上十
人捕之右外宗門二三人モ出申候此所ニキーリー
シーターン寺御座候

筑後國

有馬松千代領分

久留米ヨリ宗門七八人モ出申候

立花左近領分

柳川ヨリ宗門二三人モ出申候此所ニ先年キリシタン寺御座候

肥前國

大村因幡守領分

大村ヨリ宗門多出申候此所ニ先年キリシタン寺御座候

高力左近大夫領分

島原ヨリ宗門一人出申候

松浦肥前守領分

平戸ヨリ宗門一両人出申候

同人

五島ヨリ一両人モ出申候

松浦肥前守

壹岐國ヨリ宗門二三人モ出申候

肥後國

細川越中守領分

熊本ヨリ宗門四五人モ出申候（近年ハキリシタン沢山出申候）

宗對馬守

對馬國

府中ヨリ宗門一両人モ出申候

薩摩國
十七年以前午年南蛮伴天連四人日本伴天連
一人同宿四人薩摩浦江着船仕候ヲ捕候テ長
崎江遣申候
大隅
日向
志摩
甲斐
伯耆
丹後
安房
隠岐

右八ケ國ヨリキリシタン宗門出不申候
以上
明暦四戌年六月十六日
一日本江来吉利支丹渡リ始ヨリ万治年中ニ
マテ南蛮伴天連百五人日本伴天連十九人二
口合テ百廿四人
南蛮イルマン六人日本入満廿二人都合廿八
人
一台徳院様御代ヨリ
太猷院様御代ニ罷成候テモ始ハ伴天連トラ
ヘ候テモ大形火アブリ被　仰付候由其後加
々爪民部少輔堀式部少輔町奉行イタシ候時

João
Martino (?)



ヨリ吉利支丹宗門ノモノハツルシ候ヤウニ
ト被　仰付長崎ニテモツルシ申候由然共吉
利支丹ノ法ノ穿鑿ハ無之伴天連渡リ候ヘハ
或ハ火アブリ或ハツルシ又ハ斬罪ニ被仰付
候故伴天連度々日本ヘ渡リ申候由
一大猷院様御代島原一揆落城以後従仙臺伴天
連壽庵マールーチーイーニーヨ市左衛門キベイトーロ召
捕参候評定場江四度出申候ヘトモ御穿鑿キ
ワマリ不申其後讃岐守下屋敷江被為成三人
ノ伴天連被　召出澤庵柳生但馬守其外寄合
宗門ノ数御尋ニ三日過中根壹岐守為上使筑
後守ニ被　仰付右三人ノ者共評定所江出シ



不申筑後守一人ニテ穿鑿仕候由
一右三人ノ伴天連共筑後守所ニテ十日吉利支
丹ノ法穿サクイタシ十日過三人ノ伴天連籠
屋ニテ筑後守家頼ヲ遣シ拷問申付コーンーバーニ
ヤ壽庵マールーチーイーヨ市左衛門コロハセ念佛ヲ
申サセ候ヨシ其後筑後所江召寄一両年指置
候所ニ二人共ニ病死仕候由キベイトーロハ
コロビ不申候ツルシコロサレ候是ハ其時分
マテハ不功者ニテ同宿二人キベト一ツ穴ニ
ツルシ申候故同宿トモ勧キベヲコロシ申候
由キベ相果候テヨリ後両人ノ同宿トモコロ
ビ申候ニ付ツルシ場ヨリアゲ籠屋江遣シ久

敷存命ニテ罷在候其後フラーンーシースーニ孫右衛
門ベールーナーアールートーウ市左衛門ト申南蛮伴天連
二人モカミヨリ召トリマイリ候此二人ハフー
ラーテニテ御座候是ハ度々筑後守所ニテ穿鑿
イタシ候ヘ共是モ其砌未仕様不切者ニテコ
ロバセ不申芝ニテ火アブリニ被仰付候由
一午ノ年筑前ニテヘーイートーロフラーンーシースーニアーロ
シーフチーヨーセーイーフイツレモ南蛮伴天連入満一
人是ハ長崎近所茂木ト申所ノモノニテ御座
候異國江渡リ入満ニ罷成候其外同宿五人唐
人二本ノマヽ筑後守代ニ捕指上候ニ付テ長崎江被遣
籠舎被仰付翌年未ノ歳十人ノ者長崎ヨリ



被召寄筑後守ニ御アツケ色々御穿鑿仕候
由歟間ノ上ニテ両度ニ四人ナガラコロヒ念
佛ヲ申コロヒ申候義偽ニテ無之由手形仕候
由入満同宿共ハ伴天連ヨリ前ニ一人二人ツ
ヽコロヒ日本ノ宗旨ニ罷成候由筑後守屋敷
ニ籠ヲ作リバーテーレーン四人入置度々召出日本
江伴天連渡候南蛮并呂宋ニテノ手段船吉利
支丹法ノ事度々相尋牧野佐渡守久世大和守
ナト筑後守殿所江参色々御尋ニテ致言上候由
其後アーローンーヅ立アカリ候ニ付而　上意ニテ
女蔵江御入候ヘハ廿日程存命ニテ病死イタ
シ候ゼーゼーユーレト申自害ニナリ申サンヤウニ

José (?)

食ヲ少充イタシ身ヨハリ相果候掟御座候由
其通ニイタシ相果申由フーラーンーシーニ一人女一
人篭ニ入置候ヘハ是ハ篭屋ニテ女ト心候而
両人トモニ白状イタシ候ニ付篭中ノ者ニ見
セ候テ伴天連之祝言珍敷候聞見候ヘノ由申
付夫婦盃ヲ取カワサセ筑後守屋舗ヘ召寄置
候處ニ致病死候由ヘーイートーロ チーゼーイーフ入満同
宿宗門ノモノ廿人ハカリ小日向屋舗ニ御普
請被 仰付筑後守ニ御預被成候チーヨーセーイーフ
ハ三右衛門ト申女房被下于今存命ニテ罷在
候ヘートーロハ八十餘ニテ明暦三年五月朔日病
死仕候南蛮伴天連コロビ忽佛ヲ申コロヒ候

marcello (?)

義實正也ト判ヲイタシ指上候マールーセーイーロト
申伴天連周防ノ山口ヘ船ヲ付其後豊後江渡
海彼地ニテ大伴ヲ勧メ吉利支丹ニイタシ候
テヨリ宗門日本ニヒロマル年數百年程ノ内
伴天連百五人日本江渡申候由然トモ南蛮伴
天連ハ不及申日本伴天連ニテモ宗門ノ善悪
ヲタヽシ宗論ヲイタシ其數問ノ上一々念佛
ヲ申サセ手形ニ判ヲサセコロハセ申サルコ
トハ無御座候由筑後守始而右ノ通ニイタシ
同宿ニハ七人扶持伴天連ニハ十人扶持ニ銀
壹貫目充被下何モ石垣ノ内ニ指置切々御尋
ニテ吉利支丹法ノ様子南蛮ヨリ日本ヲ望候

(6)

義ナト申候不申候ヘハ嗷問可被仰付由申渡
候由
一子年榊原飛弾守馬場三郎左衛門長崎奉行ノ
時分両人共ニ長崎江被遣南蛮人長崎ニテ持
候女房子男女三百人長崎ノ湊ニテ船ニ乗セ
天川江被遣候吉利支丹御政道被成始ニテ候
三百人ノモノヲ流罪不被　仰付候者有馬一
揆之時分長崎モ一所ニ一揆ヲ起可申ヲ加様
ノ御支置御名誉成御事ト下々迄取沙汰イタ
シ候由

(7)

一寅年天川船日本渡海停止ノ旨被仰付為　上
使太田備中守被遣候卯年又天川船一艘参ニ

(8)

付加々爪民部野々山新兵衛為　上使於長寄
天川人七十人御成敗被成候事
一其前ハ長崎奉行一人充被　仰付候所ニ両人
ニ被成高力摂津守ヲモ島原江被遣大形毎月
長崎見廻被申候由天川人斬罪被　仰付候テ
ヨリ松平筑前守鍋島信濃守長崎湊ノ御番一
年替ニ被仰付九月廿日船拂迄家中ノ者共御
番所ニ相詰当番ノ時分自身モ切々見廻被申
候由　当御代ニ石火矢臺湊ノ外七所ニ被仰
付石火矢臺一ツニ石火矢弁大筒合五挺充被指
置候由

(9)

一大久保加賀守唐津江被遣候是モ御用ノ時分

八長崎江可参由被　仰付候松平隠岐守日根野織部も御用ノ時分ハ長崎江参可申由被
仰付候日根野織部ハ一年ノ内一度充見廻廿日も三十日も長崎ニ致逗留候由長崎奉行二人井上筑後守高力摂津守日根野織部松平隠岐守大久保加賀守大村丹後守湊御番松平筑前守鍋島信濃守御役人合十人ニテ候由

一亥年ホーロートーカールヨリ使者船二艘越申候湊ノ内ミナケト申所ニ馬場三郎左衛門日根野織部参会相談ニテツナカセ九州中ノ船并人数ニテ西泊ト申所ノ近所ヲシキリ（西泊所三町七又湊ノ内ニテ狭所也）大筒石火矢ヲカケ二艘ノ船帰帆無之様ニイタシ候由人数も大形九州中ハ家老召連参長崎湊ニ相詰候由其後筑後守御使ニ被遣亥七月朔日八時分長崎江参着申候由其年當番ハ松平筑前守長崎江参候衆ハ鍋島信濃守高力摂津守大村丹後守松平隠岐守日根野織部各人数ヲ率シ参候由筑後守馬場三郎左衛門於宅上意ノ通申渡七月晦日申刻筑後守家来井上玄蕃ヲ船中江遣候八月朔日ニホーロートーカル使者ノ御請ヲ江戸江遣候由同六日ニ帰帆申付候由

筑後守伴天連江不審ヲ掛申詰ヨロハセ
申候論議
一テウスヒイヤツアレトイフ一聲ニテ世界言
葉ノ下ヨリフツト出現スルヨシ吉利支丹ノ
宗門ハ天地ノ作者アルコヲ肝要ニ勧メ後生
ヲモ天地ノ作者ヲ頼ミ候ヘハ無疑上天イタ
シ候ト勧メ申候其不審
百年以前フランシスコシヤヒエール初テ日本
江渡リ大友ヲ勧メ夫ヨリ明暦四年マテニ伴
天連百五人渡シ日本ニ吉利支丹宗門ヒロマ
リハツハニ随ヒ候様ニ存候ヘ共或ハ火アブ
リ或ハコロハセ或ハアナツルシ斬罪ニ被



仰付御法度ツヨク候故ヒロマル事ナシテウ
ス天地ノ作者ナラハ何カヤウニカニ不及国
ヲ作リヲキタルヤ
一テウスハ天地ノ作者名誉アルヨシ吉利支丹
一揆ヲ起シ有馬ノ城ニ三万七千余リ篭城イ
タシ候処ニ責落不残被討亡天川船長崎江商
賣ニ参候て御停止被成候其翌年卯年御訴訟
ニ参候處ニ七十人斬罪被　仰付長崎ノ死罪
場ニ右ノ屍塚ニ築込有之候此趣天川江御告
サセ可有タメ五六人御タスケ小船ニ乗セ長
崎ヨリ天川江被遣候テウス天地ノ作者タラ
ハ加様ノ時名誉アルヘキコニ候然ルニ名誉

カマシキヿ少モ無之候自由自在ナラハ如是ノ儀モ有之間敷義ニ候所ニ如此ナル上ハテーウース天地ノ作者タルヘキ子細モナク候所ニ作者ヲ作リ立テ偽ヲ申廣メ人ヲ迷シ候者耶法無疑候事

一世界ニハタカナル國多シ墨ニテ塗候ヤウニ黒キ人亦薄墨ノ人有之墨ニテ塗リ候ヤウナル人ノ國ニハ主ト云ヿモナク猿ノ如ク山ノ木ノ實ヲ食ヒ稀ニ里江出テハブタ鷄ヲ食スルナリ海川江入テモアツキ故食事澤山アリ加様ノ人間ハ親子夫婦ノ分チモナクサイアイスルヨシ亦アーヒーリーカノ内何ト云所ニテハクロンホウ牛ノ糞ヲ總身ニヌリ穴ヲ堀栖トシ人ノ肉ヲ食畜生ノ如クサイアイシ生レツキモ畜生ノ如クキン一ツ有ヨシ毎年ヲーランーダ船ヲ着タハコノヤウナルモノ高賣仕由ヲーラーンータ申候テーウース天地ノ作者タラハ如此ノ國ヲ作リ候ヿ何ノ為ナルヤ君臣親子夫婦朋友ノ道ナキ國ハ畜生國ニテ後生ノ道ヲモ知マシ加様ノ人間ヲ作リ候者大悪人無慈悲ノ族ナルベシ如此ノ儀ニテ考ル時ハテウスヲ天地ノ作者ト申万物ノアルシト申ヿ虚説ニテ大ナル偽ナルヿ明白ナルべシ



一テーウースニモ作者アリヤ又作者ナシヤ伴天連

(5)

共ニ尋候ヘハデウスハ無始無終ニシテ万徳圓満自由自在ノ尊體ナルヨシ申候左様ナラハ天地自然ノ道理ニテハ無之申候ヘハ自然ノ不審晴候ヿ何レノ伴天連モ罷成ズ候事

一聖人ノ如ク天下ノ政道正シクテ尭舜ノ御代ノ如ク治吉利支丹ノ修行ヲモハーツーハノ如クイタシ候テモ其人デウスノ氣ニイラス候ヘハ上天不罷成候主ヲ弑シ親ニソムキ大罪ノ者モデウスノ氣ニ入候ヘハ上天イタシ候トノ教ニテ候由伴天連トモ何レモ書上候

一デウスハ無始無終ノ尊體万徳圓満シ慈悲ケンボウ(憲法)ノアルシ自由自在ノ者ニテ作者モナ

(6)

espirito

Inferno

ク出生スルスーヒーリーツノ體ノ由申ハ一々ニ自然ノモノナリ若自然ニテハ無ト言ハ自然ヲハナレテデウスヲ作リタルモノヲ可申由伴天連共ニ相尋候處ニ自然ヲ離レテデウスト申者有之ト申道理ナク候ヿ自然ノモノナラハ彼ヲ愛シ是ヲ悪ムト云ヿハアル間敷候我氣ニ入タル者ヲハ上天サセ我氣ニ入ヌ者ヲハイーシーベルーノヘ落スト云巳カ氣ニ入候トテ悪ヲ作リ邪淫ヲ犯シ盗ヲシ主親ヲ殺シタルモノヲモ上天サセハデウスハ大悪人ナルヘシ加様ナル大私者ヲ慈悲ノ源ケンボウノ主ナト申人ニ教江人ヲ迷シ候伴天連共盗賊ナ

リ誰是ヲ憎マザルベケンヤ
一テーウス日本江法ヲ廣メ度念願ニテ百年以来伴天連百余人渡シ候ヘ𪜈不叶或火アブリ穴ツルシ或ハ水ニテ噉問シ木馬ニ乘不殺シテ度々噉問イタシ候テモイサヽカ名響カマシキ儀ナシ法ヲ廣メ候ヿ不叶故ニ伴天連宗門ノ者共一揆ヲ發シ色々様々ノタハカリヿヲ致候ヘ共テーウスノ力ニ不及候加様ノ不自由ノ大悪人ヲ日本ノ病ニテ加様ニタマサレ一命ヲ捨ル儀文盲ノ族ハ無是非佛者儒者学問ヲイタシタル者共吉利支丹ノ邪法ヲ穿鑿ナシニ伴天連次第ニ其道ヘ入ヿナケカシキヿ



maçan (=apple)

Paraiso terrestre (?) terrenal

也日本ノ禍此宗門ヨリスクレタルハナシ
一テーウス初テ人間ヲ作リ給フハハーライーリテーレーヤールト申所ニテアーダーンエーウト申夫婦ノモノヲ作リ候由右ノハーライーリテーレーアールワ万事自由ナル所ニテ世界ノ極楽ノ由然ル所ニテーウス誡候ハマーサーント云木ノ實ナリ然ル所ニアーダーンエーワニ天狗勸メ申候ハマーサーンノ木ノ実ヲ食候ヘハテーウス同前トナリ候ホトニ食可申由勸メ申ニ付テ木ノ實ヲ食候イマシメノ木ノ實ヲ夫婦ノモノ食シ候故悪世界ヘ追出サレ候其タヽリニテ末世ノ人間辛苦ヲ致候由木ノ實ヲタベズ候ヘハ万事咨成ヲイマシ

メヲヤフリ候ニヨリテーウースニ夫婦ノ者ハーライ
イーソテーレーアールヲ追出サレ候此者人間ノ初ニ
テ候由此儀ヲ以テ言ハ只今ノ人間現在ニテ
クルシミ永来ハイーンヘールノヘヲツルヿ皆テー
ウースノシワサナリヲノレカ作リタル世界ノ
人間ヲ悪道江落シ又其人間ヲタスクヘキト
法ヲ弘ルト云儀首尾不合ナラスヤ又マーサーン
ノ菓子ヲ食テテーウースノ如クニナラハ菓子ヲ
クハセ助ル儀ヲハセスシテ入ザル法ヲ弘ル
ヿ大悪人大盗賊ト云ヘキ者也

筑後守伴天連宗門ノ者共ニ白状サセ書
付指上サセ候條々

一行脱
類本参照

(1)

一萬自由自在成テーウースニテヒーイーアーツノ一念ヲ
以テ廣大無邊ノ天地ヲ作リ度思ヒ候ヘハイ
ト易ク作リ不審成儀限リナキ由先目ノ前ニ
有之ヿニテ吉利支丹邪法作リ事成儀ヲ糺明
スベシ早百年ニ満ヘキカ作者シーヤーヒーユールヲ
初テ日本江渡シ吉利支丹宗門ヲ廣メ明暦四
年マテ伴天連百五人渡候処ニ或ハ火罪穴ツ
ルシ斬罪近年ハ伴天連共ヲ殺サスシテ名譽
ガマシキ事ナクサセル當手ノ伴天連共木馬
ノ上ニテ念佛ヲ申其後妻子ヲ持日本江法ヲ
廣メ候南蠻ニテノ手段不残書上累年申上書
物限リナシアマサヘ主ヲ殺シ親ヲ殺シ候テ

martino (13)

モ後世ノサハリ無之由壽庵マールサーイーノ市左衛チーヨーセーイーヲ三右衛門手形イタシ判形仕リ指上候伴天連共ハテーウスノ使ニテハナキヤ日本并人間ノコラステーウスノ作者ノ由申候ヲノレカ作リ已カ心ノ侭ニナラサル様ナル不自由者ヲ色々様々ニ偽ヲ作リ勸候第一ノ邪法也又テーウスハ諸善ノ源慈悲ケニホウノ主ノ由申候是又第一ノ妄語ヲ述人ヲ迷シ候邪法甚敷事也世界ニハハタカ成國アリ四季ノ分チモナク常ニハタカニテ衣食ノ恩ヲ受サル故ニ主人モ無之猿ノ如リニテ君臣ノ道ヲ知ラズ父子ノ間ニテモ其礼儀ヲシラス形ハ人間行體ハ畜生ナル國アーヒールーカノ内何ト云所ノ人間ハ耻ヲシラズ黒ホウニテ牛ノ糞ヲ總身ニヌリ穴ヲ掘テ家トシ人ヲ食加様ノ國ヲ作ルテウスハ大悪人ノ源世界ノ人間ノ悪成主也又長崎ニテマールセーイーロヲ穴ツルシノ刻馬場三郎左衛門與力同心申付死罪場ニテツルシ候所ニ穴ノ内ニテ苦ミナキワメキ死候ヲ色々ノ偽ヲ作リ三郎左衛門與力同心ロコホリスクミマールセーイーロ穴ヨリ引出シ首ヲ討候時刀折長崎番所江クラヤミ入雷地震イタシ候由天川(阿媽港)ノ寺ニテ作リ立吉利支丹ヒロマリ候國々江廻シ申候壽庵ヘーイーネーロフーラーンー

ーシースーコヲーローンーフチーヨーセーイーフ此偽ヲマコトヽ
思入ー満同宿六人メシツレ筑前ノ沖ニテ召捕
長崎江来リ籠舎加様ノタバカリニアヒ日本
江渡候四人ノ伴天連同宿共第一ノタハケ者
異國ニテモ人ニモスクレタルタハケ者故如
此ニ候儀ハ日本國御名誉誰カ是ヲ論センヤ
若是ヲ偽ト申候者三右衛門ヲ始メ入満壽庵
トナア白状イタサセ可申候右ノ條々不審ノ
通念比ニ書付指上可申候耶ナル儀申上候者
四人ノ者急度申付ヘク候

四人ノ者返事

右ノ通御不審之段兼届乍恐御尤ニ奉存候一
々御書付之通相違無御座候以上

戌五月十七日

伴天連 三右衛門

此末紙別帋ニ在

シスコ ヲロンフ チヨセイフ 此偽ヲマコト、
思入満同宿六人メシツレ筑前ノ沖ニテ召捕
長崎江来リ籠舎加様ノタバカリニアヒ日本
江渡候四人ノ伴天連同宿共第一ノタハケ者
異國ニテモ人ニモスクレタルタハケ者故如
此ニ候儀ハ日本國御名誉誰カ是ヲ論センヤ
若是ヲ偽ト申候者三右衛門ヲ始メ入満壽庵
トナア白状イタサセ可申候右ノ條々不審ノ
通念比ニ書付指上可申候耶ナル儀申上候者
四人ノ者急度申付ヘク候
四人ノ者返事
右ノ通御不審之段兼届乍恐御尤ニ奉存候一
々御書付之通相違無御座候以上
戌五月十七日
伴天連 三右衛門
此末紙別帋ニ在

一ラーウースノ掟ニセーンチヨニテ作者ヘ敵ヲ成モ
ノヲハ主ニテモ親ニテモ殺候テモ科ニハ不
罷成候上天イタシ候功徳ニ罷成候ト作者ノ
言葉ニ有之由伴天連壽庵マールチーイ市左衛
門申上候旨御意被成候就夫私ニモ弥々右ノ
通ラーウース掟ニテ候ヤト御尋被成候右両人申
上候通ニ御座候為其如此候以上

明暦四戌年

五月十二日　　　岡本三右衛門判在（チヨーヤイーフコーウイー 占）

井上筑後守様

北條安房守様

右ノ書物一文言ニテ伴天連三右衛門判形イ



タシ候本書筑後守所ニモ我等所ニモ有之候
一イータリヤノ内ナーヲーリースト申所ニテマールセーイ
ロ祝日ニダンジヲカサリ候トテ立廻リ申候処
ニ天上ヨリ大ナルカナツチマールセーイーロアタ
マノ上落セツ死イタシ廿四日相煩申候其内
テーウースヨリ日本江初テ渡申候シーヤーヒーエールト
申善人ヲ御使トシテマールセーイーロニ告給フハ
シーヤーヒーエール右ノ手ニ蠟燭ヲ持左ノ手ニ杖ヲ
モチ何ナリトモ望可申由被申候蠟燭ハ死ル
心ニテ御座候杖ハタヒノ心ニテ御座候其時
マールセーイーロ観念仕候ハシーヤーヒーエールヲ御使ト
シテ被下候ハシーヤーヒーエール初テ日本ヘ渡リ申

候間定テ我等ニモ日本ヘ参候ヘトノ心ニテ
可有御座候ト存候テ罷有候如何様トモテーウ
スノ御内證次第ト申候シーヤーヒーヱール被申候ハ
何ニテモ心ノ侭ニ望可申候テーウースノ御前ハ
我等如何様ニモ相叶トラセ可申由被申候ニ
付テマールーセーイーロ申候ハ我等行末ハ何ト可罷
成候ヤ衆度由申候ヘハシーヤーヒーヱール被申候ハ
ナーヰーリースノ國出不申候サキニシラセ可申候
由被申候三日過諸出家マールーセーイーロ所ヘ相詰
死候観念ヲ勸メ申所ニ其時シーヤーヒーヱールマールー
セーイーロ一人ニ見ヘ被申候ハ常ニ守ニカケ申
候クールースヲ撃候疵ニアテ可申候由告給フニ

付テアテ申候ヘハ疵ハ忽ニ平愈イタシ跡モ
見ヘ不申候故諸出家名譽ナル儀ト申テーウース
江御礼申上候其後マールーセーイーロ旅ノ支度イタ
シ出立申候時シーヤーヒーヱール女ノ善人ニ被申候
ハマールーセーイーロニイサミ旅立イタシ可申候マ
ールーチーリニ逢可申候此由マールーセーイーロヘ申候ヘ
ト被申候其通女ノ善人マールーセーイーロニ申渡シ
候付テ日本ヘ渡リ申候マールーセーイーロ長崎ニテ
穴ツルシニ逢申候処ニ穴ノ内ヘ天人アマ下
リマールーセーイーロ額ノ汗ヲ拭ヒ看病イタシ候其
後馬場三郎左衛門與力同心参リ穴ヨリ引出
シマールーセーイーロカ首ヲ討候得ハ切レ不申候テ

刀モヲレロコモリスクミ申候ハ小ノ間観念
イタシ候故刀切不申候ハヤ首ヲウチ可申由
申候時首ヲウチ落候ヘハ俄ニ雷イタシ長嵜
中クラヤミニ罷成政所ヘモクラヤミ入申由
承候以上

二官

シーユーアーン

南甫

三右衛門

右之通天川ニテイツハリ申ヲ實ト存此方ヘ
渡リ兼候ヘハ右ノ通ニテ無之マールーセーイーロツ
ルサレ穴ノ内ニテ泣ワマキクルシミ相果候



由ヲ兼伴天連モ驚キ申候由
一伴天連異國ヨリ日本ヘ渡海イタシ勸メ初ニ
申聞候ハ海陸或ハ一万里或一万三千里ノ道
ヲシノキ日本ヘ着津イタシ候テモ御法度強
ク候故見江出候ヘハマールーチーリニ逢申候本国
ニテ日本人能御政道念比ニ兼候得共釋迦阿
弥陀ヲ頼後生タスカル丁ニテ無之却テイン
ヘルノ野ヘ墮在縁トナル事ヲ存本國ニテ親兄
弟親類縁者財宝ヲモ捨一命ヲ軽シ渡海イタ
シ候各ヲタスケ可申ト存今渡海候由如何ニ
モ誠シク殊勝申候故大形ノモノハ是計ヲモ
信仰イタシ吉利支丹宗門ニ成候由加様ノ儀

martyrio

モ大猷院様御代宗門法ノ御僉議候テ伴天
連共コロヒ白状申候ニテ偽ニテ手段ノ由ニ
承申候由

(5)
一日本ノ者共マールチーリニ逢候ヘ𪜈隠シヽノヒ
吉利支丹宗門ニ罷成候ヲ南蛮ニテ能存シ伴
天連共日本ヘ進渡候タハカリ事ヲ致シ又日
本ノ吉利支丹宗門ノ御法度ノユルカセニナ
ル儀ヲ為申聞又日本人ハ成程タマシヨキ人
ニテ候由申聞セ伴天連共日本ヘ渡海イタシ
候ヘハ國々ノヤカタ伴天連ノ宿ヘ参リアリ
カタク存一國ノヤカタ土トノ者伴天連ノ賄
ヲ戴キ日本ヘ渡リマールチーリニアヒハラヒーソ

ヱ上天アルヘキ由申渡シ泪ヲ流シ船ニテモ
送リ候由伴天連共噯問ノ上具ニ申上候事

(6)
一台徳院様御時分乞食共吉利支丹宗門ニ成候
故呂宋江流罪被　仰付候其子共伴天連ニ仕
立学文イタサセ日本ヘ渡シ可申手段仕候由
渡之伴天連共噯問ノ上白状致候由

(7)
一日本吉利支丹御制禁ノ様子切々呂宋江通候
由爰元吉利支丹宗門御仕置ユルカセニ罷成
候由呂宋江通ヒ候ハヽ伴天連渡シ可申手段
可仕候伴天連渡リ候テモ日本人ニ付合後生
ヲモ勧メ不申候テハ渡リ申候詮モナク候日
本人ニ付合申候ニ付何方ニテモ吉利支丹訴

人出其来吉利支丹ヲ搦捕曒問イタシ兼候ヘハ伴天連渡リ勧メ致候由訴人申候ヘハ初發元ニテ勧メ唯今ハ京ニ罷在候或ハ奥州ヘ下リ候ト白状申候故伴天連不残御退治被成候付合不申候ヘハセンモ無之付合候ヘハ如此ニテ顕レ候トテ伴天連迷惑イタシ近年ハサキ／＼ヘ参リ候ヿヲ深ク隠シ申候由先ニテモ二重壁ノ内ニ入置又ハ穴ヲホリ入置山中ニ隠シ色々ノ手段ヲ仕候由

一船ヲ作リ方々ヘ遣シ已カ力ニ不及國ヲハ國ハシタカリ又ハ石火箭ヲ打カケ民百姓ヲトシ住ヘキ所ヲ見立テ候テハ要害ヲ構ヘ已カ国元江金銀米銭ヲ運ヒ國々ヲアラスヿ限リナシ或ハ合戰ヲ仕人數ヲ殺シ國ヲ取ヿモアリ宗門ヲ弘メテモ國ヲ取ヘキトノ儀ナリ何モハーウーハノ指圖ナリハーウーハハテーウースノ跡ヲツキ世界ニ一人有之テテーウースノ遺言ヲ世界ヘヒロムル役人ナリ此者已カ勝手ノ能様ニ色々ノ偽ヲ作リテーウースノ言葉ナリトテ已カ徒黨ノ者共ニ申含ル由伴天連共白状申候由加様ノ儀ヲ考伴天連入満御穿鑿ヲ遂十日モ十五日モ宗門ノ論ヲイタシ其後曒問申付候由

# 契利斯督記

坤

Mathematica Logica Philosophia Rhetorica

Canones

ノ テ

[二] [2]

[一] [1]

門派

一コーンハニヤ（日本へ渡ル）　一サンフランシスコ

一サンドミンゴース　一サントアグスチイノ

學文之事

一レートリカハダンキニアタル學文ニテテーウス

ノ御言葉ヲ勸メ申候言葉ニテ御座候

一ヒイツフヒヤワ世界ニ在程ノ物性徳ヲ四年

ノ間ニ知學ニテ候

一ローレーガハヒロソヒヤ初ノ年ノ一年学文仕儀

ヲローシーガト申候

一マ□マーチカハ天文ノ學文ニテ候

一ガ□子ーシハ国ヲ治ル學文別テ諸司代ナトノ



契利斯督記　乾

Caso da consciencia　Theologia　Papa Cardeal　Arcebispo Patriarcha Bispo

[三] [3]

公事沙汰ヲ分ル學文ニテ候
一ガーアーワコーンーシーエーンーシーヤハ糺ス學文ニテ候コー
シーシーヤハ人々ノ心ノヿニテ候
一テーヨーローヂーヤワテーウースノ万事ニ叶ヒ給フ所ヲ
學文仕ル事

出家之位ノ覺
一バーワーバ　後生ノ道ノヲシヘ總司六十以上ノ者罷成候世界ニ御一人御座候
一ガールーデーアール　常ニ六十人程御座候此内ヨリバーワーバラツキ申候
一アールーセーイースーホ
一バーチーリーアールーカ
一ビースーホ

Nuncio Padre　Clerigo Irmão　Confissão　Mandamento

[四]　コ　[五] [六]

一ノーシーチーヨ
一ハーアーテーレ　此三人ハ同シ位ニテ候是ヲ
一フーラーテ　サーセールートーラーテト申候
一ケーレーリーコ
一イールーマーン　是ハ寺ノ同宿ニテタミーイーサヲコナイ不申候
一ヒーイーテーイース　心ニ真實ニ請ル所ヲ申候
一ローヘーサーン　伴天連ニアヒ科ノ軽重ヲサンゲ仕儀ヲ申候
一コーンーセーンーシーヤ　心ノ事
十ヶ條之マータメーントハテウースヨリノ御掟之事
第一御尊體ノテーウースヲ万事ニコヘテ御大切
ニ存シ敬ヒ尊ミ奉事
第二テーウースノ尊キ御名ニカケテ空キ誓スヘ

カラス候叓
第三御祝日ヲツトメ守ルヘキ事
第四父母ニ孝行ニスベシ
第五人ヲ殺スヘカラズ
第六地犯スヘカラズ
第七偷盗スヘカラズ
第八人ヲ讒言スヘカラズ
第九佗ノ妻ヲ戀スヘカラズ
第十他ノ物ヲ猥ニ望ムヘカラズ
右十ケ條ハ都テ二ケ條ニ極ル也
一ニハ御一躰ノテウスヲ萬事ニ越テ御大
切ニ奉存事



二ニハ我身ノ如クニ他人ヲ可思事是也
一イザガ　ゼヌイツ　シヤコウブ　ヱサウ
イシウテロ　マチリス　テウス　ヱザウ
ヲホチヨ　アフイツ
此コヽロハイサカラベカト申夫婦ノモノ御
座候此モノ二子ウミ申候二人トモニ男子ニ
テ御座候一人ハイサウト申候亦一人ハシー
ヤガラフト申候テウス諸善ノ源万事ニ叶給
御尊體ニテ御座候故未来永コノ丁ヲ今眼ニ
見ル如クニマシマセハ母胎内ニ二人ノ子ヤ
トリ申ヨリ以来テウスヨク御存知被成レヤ
ガウフハ善人ニ可成モノトテ御寵愛被成候

Deus padre
D filho

〔七〕 6 〔五〕

ヱーサーラハ悪人ニテ候テ御氣ニ入不申候右ノ
二子ノヲヤ二人トモニ善人ニテ御座候ト申
儀ニ候

三ツノヘールソーウーナ

一テーウースパーアーテーレ〔御ヲヤト申〕

（御作リテイウスヲ御ヲヤト申心ニテ候）

一テーウースヒーイーリーヨ

（テウス世界ヘ衆生済度ノタメニ天クタリ給フヲ御子テイウスト申儀ニテ候）

一テーウースイースーヒーリツトサン

（右ノ御ヲヤ御子御大切ニ思召ト申儀ニテ候）

此三ツヲヘールソーウーナト申候此言葉ハテーウース
アマクタリ此三ツヲヘールソイウーナト申由ヲシ
ヱタマフ言葉ニテ御座候

一テーウース初テ人間作リタマフハハーラーイーソテーレ、
ヤールトヽ申所ニテアーターンヱーワト申夫婦ノモノ

〔八〕 (7)

ヲ御作リ被成候右之ハーラーイーソテーレーアールハ万
事自由ナル所ニテ世界ノ極楽ニテ御座候然
所ニテーイーウースイマシメタマフハマーサーント申
木ノ實ニテ候然所ニアーターンヱーワニ天狗勧メ
申候ハマーサーンノ木実ヲ食申候ヘハテーウース同
前ト罷成候ホトニクイ可申由勧メ申ニ付木ノ
實ヲ被下候イマシメタマフ所ニ夫婦ノ者ク
イ申ニ付テ悪世界ヘ追出サレ申候其御タヽ
リニテ末世ノ人間辛苦ヲ仕候木ノ實ヲ不被
下候ヘハ万事ホシイマヽニ罷成候ヲ御イマ
シメヲ破リ申候ニヨリテーウース夫婦ノ者ハーラ
イーソテーレーアールヲ追出サレ候此夫婦ノモノ人

間ノ初ニテ御座候ソレヨリウミヒロケ世界
ニ人間ヒロマリ申候
一テーウース万事叶タマウト申儀ハ天地ノ御作者
森羅万像之源無始無終之體ニテ万徳圓満ソ
ナハリ給フ尊體何ニテモ思召ニ不叶儀ハ無
御座候天地ノ御作者ニテ御座候御作者ノ天
地ノ間ニ佛神御座候是モ我等同性ノ人間ニ
テ御座候故佛神ヲ頼後生前生タスカリ不申
儀ウタカイ無御座候
一テーウース万事叶給フト申御事先此諸天ノ順還
ニ付廣大ナル原重諸天一日一夜廻ルコト一
廻是等ノ大成儀ヲ定給フ事亦少キヿニ取テ



ハ此世界ニ有程ノ禽獣蟲魚千草万木ノソレ
々々ノ性徳ヒーイーアーウノ御一念ヲ以ナシ給フ
御叓誠ニ詞ニ尽スヘキヤウ無之御叓ニテ候
又此外ニモ天地ヲ御作リ可被成ト思召ニヲ
井テハイトヤスク御座候
一三千年以前ニテーウースヲホシメシ候ハ一天世
界ノモノ佛神ヲヲカミテウスヲ背キ申ニ付
テテーウースノーヱト云善人ヲ召出宣フハ世界ノ
者悪逆ニフケリ申ニヨリテ世界中ヘ洪水ヲ
出シ洪水ニ沈メ殺サント諸人ニ云渡シ船ヲ
百廿年ノ間ニ作リタテヨ自然其ウチニ皆人
心ヲナヲスニヲイテハユルスヘシト宣フニ

ヨリ船ヲ作リ申候皆船ト云コトヲ不存候故ニ
人是ハ何ニテ候ソト尋申時是ハテーウースノ御
意ニテ作ルナリ諸人皆悪逆ナルホトニ大洪
水ニ沈メテ殺スヘキトテーウース宣フ間身躰ヲ
改メ候ヘト勧メヲシヘ被申候ヘハ其比ノヱ
年五百ニ餘ル人ニテ候ヘハ皆人ノーヱ老ニホ
レ歴空ナルコトヲ被申候トテ一圓ウケ不申候
則船出来申候テヨリノーヱ夫婦子三人ヨメ三
人以上八人船ニ乗其外鳥類畜類五穀以下船
ニ入被申候所四十日四十夜大雨降一世界皆
海トナリテ人間ハ不及申ニ鳥類畜類マテ悉
水ニヲホレ相果申候是等ノ儀モテーウース万𠔥

Contrição 十三(七)　　Attrição 十三

叶タマフ御ウヘヨリ被成御𠔥ニテ候右ノ船
アールーニーヤト國ニ只今御座候一世界一ノ高山
ノ上ニスワリ御座候
一アーチーリーサーントト申ハ後悔ノコトニテ御座候然者
万事ニ越テ御大切ニ奉存ヘク候テーウースヲソ
ムキタテマツリタル事ニカヽハラズ科ニ路
テハライーソノタノシミヲ失フサアレハイーン
ヘールーノヽクルシミヲウケズシテ不叶トクイ
カナシミテ後悔仕候ヲアーチーリーサーント申候
一コーンチーリーサーント申コト御座候是ハ万事ニコヘ
テ御大切ニ可奉存テーウースノ御内證ヲソムキ
奉ルコトヲフカク悔悲ハーライーソノ楽ヲ失ヒイー

ーシーヘールーノ、苦ミヲ受座所ニカヽハラズテーウ
ースヲ背キ奉リシヿヲ後悔仕ヲコーンーチーリーサーン
ト申候

Propheta / Prophesia (?)

十四 (7)

一ゼースーウハテーウース此世界ヘ天下リ人界ヲ受タ
マフ人トナリタマフ所ヲゼースーウト申候則御
助ト申ヿニテ候ゼースーウマーリーヤ是ハセースーウース
御母サーンータマーリーヤノヿニテ御座候

十五 (8)

一ホーローヘーイータテーウース未来可有ヿヲカ子テ宣置
タマウヿヲホーローヘーシーヤト申候又御告ヲ未来
可有事ヲ兼テ云ヲカルル人ヲホーローヘーイータト
申候

disciplina

十六 (9)

一ヂーレービーリーナ

cordão

十七 (16)

是ハ科送ノ時セナカヲタヽキ申候縄ニテ御
座候此縄ニテ面々ノ心持次第タヽキ申候
一コーロートーン
是ハサーンフーラーンーシースーコノ門派ノ者常ニ上帯
ニ仕候日本ニテハ御法度故腹帯ニイタシ候
其外ノ門派ノ者ハ用不申候サーンフーラーンーシーレース
コノ門派ハ日本ノ出家遁世者ノ様ナル者ニ
テ御座候故ナハヲヒ仕候

mortal

十八 (17)

一七ツモールータール科ノ事
高慢　貪欲　邪淫　貪食　懈怠
右之七色ヲモールータール科ト申候此外ニ二色之
科御座候 七色トアレ氏五アリ今原本ノマヽニ寫

original　venial　十九 (14)　(17)　(18)

一ヲーリーシーナール科ト申事御座候是万民生付ノ科
ナリ是ハアーダーンヨリウケ積科ナリ
一ヘーニーアール科ト申ヿ御座候是ハ我心カラ過ル
カロキ科ヲ申候
一雪ノサーンータマーリーアト申ヿハローウーマニテ有侍
子ヲ持不申候付テ金銀トラセ可申モノモ無
之付テサーンータマーリーアノ寺ヲ建可申由女房ト
相談申候処ニ其夜ノ夢ニローウーマノ外ニ雪降
タルトコロ可有之候ノ間其処ニ寺ヲ建候ヘ
ト夫婦ニサーンータマーリーヤ夢ニマミエ給ヒテ被
仰候付テ夫婦ナガラ右ノ所ヘ参リ見候ヘハ
六月土用ノ中ニテ御座候ヘ𪜈雪降候テ御座

Semana　Domingo　Segunda　Terça　Quarta　Quinta　Seata　Sabado　memoria

候其所ニ則寺ヲ建申候夫ニ就雪ノサーンータマ
リーアト申候
一ソーマーナ之事
ドーミーンーコ　初日ヲ申候
セークータ　二日メヲ申候
テールーシーヤ　三日メヲ申候
クーワールーク　四日メヲ申候
キーンータ　五日メヲ申候
ゼースータ　六日メヲ申候
サーバート　七日メヲ申候
右之七日ヲ一ソーマーナト申候
一メーモーウーリーヤト申候ハ覚之事

一エーンテーンデーメーント申候ハ智慧ノヿヲ申候
一ヲーンターアーテト申候ハホシイマヽト申候事
此三ツヲアーニーマラーシーヨーナルノハーテーンーシーヤーウ
ト申候此心ハ人間ノ智慧分別ノ異體ニテ御
座候ト申儀ニテ御座候
サーンヘーイートロハーラーイーツノガキヲ預リノ事
一セースーウースヘーイートーロニ宣フハ地ニヲ井テ搦メ
ラルヽ者ハ天ニ於テモ搦メラルヘシ亦地ニ
於テ解ル者ハ天ニ於テモ解ルベシト此心ハ
世界ニテサーンヘーイートーロラーウースノ御名代ニテ
候後生ノ善悪ヲタヽス人ニテ候故サーンヘーイー
トーロ地ニ於テユルシ候ヘハ上天ニ達候亦ユ



ルシ不申候ヘハ地獄ヘ参候故ニ天ノカキヲ
預リ申候心ニテ御座候
一コーンータツト申珠數ノ事
三十三ハゼースーウースノ御年ノ數
六十三ハサーンータマーリーヤノ御年ノ數
百五十ハサーンータマーリーヤノ十五ノ觀念也
五ツハ至極ノヨロコビ
五ツハ至極ノカナシミ
五ツハ至極ノタノシミ
此十五ヲサーンータマーリーヤノ御一代ノ中ニ御座
候此一ツニ付テ十遍充ヲーラーツーシーヨ申候
一ズーイーツト申事ハ世界メツホウノ時ゼースーウース

天降リ万㕝ノ善悪ヲタヽシ給フヘシトイフ
言葉
一色身ヲナカクイタシ取置候㕝ハ南蛮ハカリ
ニテモ無御座候唐天竺モヲナシ儀ニ御座候
前々ヨリ長ク取置来リ候故別ニ次第ハ無御
座候
一コーンーテイブーラーント申㕝ハ至極ノ観念ニテ御座
候
一エーレーチヨト申㕝ハキーリーシーターンヲコロビハーワ
八ニ随ヒ不申候ヲエーレーチーヨト申候
一テウース下界ヘ天降リ給テヨリ今年ニテ千六
百五十八年ニナリ申候ゼースーウース御誕生ヨリ

三十三年メニ御死去被成候シーユーデーアノ國セー
ルーマーレーント申所ニテクルースニカヽリ給ヒ候
其國シーユーラーアノ者ハ吉利支丹ニテ御座ナク
候ハーウーハノ教ニ随ヒ不申候
一日月ノ㕝ハ下界ヲ養育ノ為役者ニテ御座候
其性徳ハ天文ノ學者存事ニテ候
一潮ノ満引ノ㕝モ天文ノ學者存事ニテ候
一シーユーラーアノ國ノ宗門ニ付テ其古セールーマーレーン
繁昌ノトキテウース十箇条ノマータメーンードウヲ
サヅケ給氏悪ニヨコリ申候故ゼースーウ御出生
アリテ誠ノ道ヲ給フ間万民セースーウースヘ歸服
仕候故ニフ子ミ殺シ申候ゼースーウヲ殺シ申候

Herodes
Belem
Turco
Mouro

廿二 廿三

御罰ニヨリテ四十年ノ間ニシーユーテーアノ国不
残ホロヒ果申候今ハ跡ニテ御座候
一シーユーテーアノ國ノモトテ今ハ所々ニ有之支無
御座候方々チリ々々ニ罷成申候シーユーテーアノ
國ハ只今ツールクノ國ノ持分ニテ御座候モーウ
ロト申宗門ニテ御座候ハーフーハノ教用不申候
吉利支丹ノ國ヘ参ヌスミ仕候故ニ時々合戦
仕候
一シーユーテーアノ國エーローウーテーウスト申帝王ヨリセー
スーウースヲ殺度所存ニ付往昔ノ經典ニテーウース
ヘーレーン所ニテ世界ヘ出生可人ト成給ヒ人
間ノ扶給ントノ時分ニ天ニ客星ノシルシ有

ヘシト有之アーラービーヤターリーシースサハ此三ケ國
ノ帝王タチ三人トモニ天文ノ學者ニテ御座
候三人トモニシルシノ客星ニ心ヲカケ給
フ処ニ客星申ヲ見知三所ノ國々ヨリテン々
々ニ出給フニ星近ク成申候時ハ三人行逢頭
ニツトヒ給フ其時分シーユーテーアノ帝王ヘ三人
ノ帝王達行逢タマイエーローウーテースニ問給フハ
世界ノ御扶手御出生有シヲ定拜ミ可有ト尋
給ヘハイヤ左様ノ義不存候三人ノ御衆ヲカ
ミ給ハヽ又是エガナラ御候テヲシヘ給ヘ
ト被申候則三人ハ其所ヲ出星ヲシルヘトシ
テ尋アテ給セースーウースヲヲカミ被申候アーラーウ

anjo

Egypto

卅三
(34)

テース又是ヘ御出候テ敎給ヘト被申候シワ遠國ニ有之ナラハ我威勢有間敷候間所ヲ聞定メ殺サンノ下心ニテ候然所ニラーウースヨリアーンーシーヨ天降三人ノ衆ヘ宣フハ必々エーラーウーテースエシラセタマハストモスクニ歸國シ給ヘトシメシ給間ヲ替メン々スクニ歸國イサ(タ)レ候ヨリサーンーターマーリーアワゼーズーウースヲイタキ給ヒヂウキト申佗國ヘウツリ給フエーラーウーテースノ下知トシテヘーレーントト申所ノ近邊ニゼーズーウス可在之ト存候三歳ヨリ内ノ小兒ヲミナ殺シ申候

一テーウース天地ヲ作給年數大形六千年余七千ニ

Moyses

virgem

卅五
(36)

卅四
(35)

少タルマシク候記録ヲ持不申候ソラニテハコマカニ覺不申候

一ヒールーセーンサーンーターマーリーアハシーユーテーアノ人ニテ御座候スシハターヒーワ帝王ノ末孫ニテ御座候

一御作者テーウース人間ヲ作リ給ヒ性徳ノ教人間生レツキノ法度ヲタ(本ノママ)エタマフトイヘ圧人々次第ニ智慧ノ眼クモリ御作者ヲ忘レ申候ニ依テモーイーセーストト申善人ヲ以テ十箇條ノマーターメーシートヲ定給フト雖一切人間天恩ヲツムキ悪ニ沈ミ申ニ依テテーウース御憐ノ御ウヘヨリ衆生濟度ノ為ニ天降リ給ヒ尊體ヲ人界ニ受合人ト成タマイ人間ノ科ヲカヽリヲ可被成ト

宣フ此儀ヲ昔時ノ代々ノ聖人ホーローヘーイータ達
ヲ以人間ニ告シラセ給ヒ千六百五十八年以
前ニシーユーデーアノ國ノ内ナーサーレーテト申処ニビー
ルーゼン　サーシータマーリーアト一生不犯ノ女人スク
レタル善人御座候ニテーウスアーンーシーヨヲ以サー
シータマーリーアヘ御告アリ即テーウスヒーリーウサーン
トノ御奇徳ヲ以テーウスヒーイーリーヨ　サーンータマーリー
アノ胎内ニ宿リ給ヒ満スル月ニ至テ生レタ
マフラーウースヒーイーリーヨハ世界テハゼースーウースト
申候是人間ノ御扶手ト申心ニテ御座候ゼーズー
ウース御年三十ニナリ給フ時分御説法ノ為ニ
御弟子十二人召出シ給ヒ三年ノ間ニ後生ノ



道ヲ教ヘタマヘハ万民御教ヲウケウロヽヒ（本ノマヽ）
皆悉ゼーズーウースヘ帰服イタシ敬尊申候ニヨリ
テシーユーデーアノ學者トモヨリ合相談仕候ハ如
此ニゼーズーウースヲシタヒ申候者後ニハ子孫繁
昌シ我等カ教ハ次第ニ衰ヘ可申コ歴然ナリ
ソ子ミタヽセースーウースヲ失フヘキト談合ヲ定
其國ノ諸司代ホーンーシーヨ　ヒーラキト申人ニ訴申候
ハゼーズーウース　テーウースノ御子ト被申候事又シーユー
テーアノ國ノ帝王ニテ候ト被申候マヽテーウース
ノ御子ト被申候事ハテーウースヘノクワンタイ
人ニテ候又シーユーテーアノ帝王ト被申候事我等
カ中ニモセーイーサールヨリ外ニハ帝王ヲモチタ

廿六
37
(34)
(35)

テマウラスセイーサールノ國分ニテ帝王ト被申候事セイーサールノ朝敵ニテ候間殺し可申ト訴ヘ申候ヒーラーアートゼーズーウースノ御スカタヲ一目見被申候トトモニ是ハ無類ノ大善人タルヘキ心ニキサシ以ノ外ヲソレ出来申候ヒーラーアイトシーユーテーアニ被申候ハ此人ヲ可殺イハレヲ不分別ト被申候ヘハシーユーテイア申候ハセイーサル帝王ノ朝敵ナルゼーズーウーストクミシタマフハ御身モセーイーサルノ御為ニハ大敵ナレハ此ヨシセーイーサルヘ訴ヘレト聲々ニウメキ奉レハヒーラーアート汝等カ心次第ニイタシ候ヘト被申ニ付テシーユーテーアノミヤニセールーサレーンノ町ハツレカールーワーリーヨト申所ニテガヽワヽタヽノ手ニワタリクルースニカヽリタマヒ御死去被成候シカルトコロニ天地ノ御作者ニテマシマスシルシニハ御死去被成候テヨリ三日メニヨミカヘリタマヒ四十日世界ニ御逗留被成候御弟子タチニハ不及申餘多ノ人々ニモタヒ々マミエ給ヒ孫後生ノ道ヲ教ヘ給テ四十日メニ五百人余ノ人ノ見申所ニテ天上被成候

一ラウース御出生ハシーユーテーアノ國ヘーレーント申所ニテ御座候、

一テーウースサーンータマーリーアノ胎内ニヤトリタマフ

ハシーユーテーアノ國ノ内ナーサーレーテト申所ニテ御
座候
一ヘーレーンヨリナーサーレーテヘハ一日地程御座候シー
ユーテーアノ都ゼールーマーレーンヘハヘーレーンナーサーレーテ
ヨリ二日地ホト御座候由承候
一七所ノ願念ト申候ハテーウース人界ヲ請タマフ
時シーユーテーアノ國セールーマーレーント申ミヤコノ町
ハツレカールーワーリーヨニテクールースニカヽリタマ
フ時ノキヅ七所御座候是ハ人間ノ為ニ請タ
マフニヨリテ御恩忝由申候テ朝暮願念仕候
右七所ノ疵ハ両ノ御手両ノ御足四所ヲクール
スヘカナ釘ニテウチツケ御ム子ヲハ鎗ニテ



サシ御カシラヲハイハラニテサシ背ヲハチー
シビーリーナニテタヽキ申候此七所ヲ苦ハ人界
ノ為ニ受給フニ因テ不残御恩報レカタク奉
存日夜朝暮ヲコタラス願念仕候ヘトヲシヘ
申候
一朝夕食被下候時分ハヲーラーウーシヨトナヘ其上
手ニテクールースノモンヲ切食ヲ被下候其時ノ
ヲーラーウーシーヨハ
敬白御主テーウース忝モ此食物ヲ我等カ上ニ
授ケ給ヒヲナシク悪魔ヲ抜ヒタマワント
申候
右之通之ヲーラーウーシーヨ僧俗トモニ食被下候時

分トナヘ申候
一天ニマシマス我等カ御親御名ヲタツトマレタマヘ御代キタリタマヘ天ニ於思召マヽナル故ク地ニ於モアラ〃タマヘ我等カ日々ノ御ヤシナヒヲ今日我等ニアタヘタマヘ我等人ニユルシ申コトク我等カ科ヲユルシタマヘ
此ヲラーツーシーヨハテーウースヘ對シ讀申候何時ニテモ存出シ次第ニ讀申候
一カーラーサミチ〱タマフマーリーアニ御礼ヲナシタテマツル御主ハ御身ト共ニマシマス女人ノ中ニ於ワキテ御果報又御胎内ノ御身ニテマシマステーウースノ御母サーンタマーリーア今モ我等カサイニモ我等悪人ノ為ニ頼タマヱ
此ヲラーツーシーヨハサーンタマーリーアヘ對シ讀申候
一ゼーズーウース十二人ノ御弟子達ニ被仰候ハ世界ヘマイリ後生ノ道ヲ教ヘ誠ニ存候者ニハ水ヲ授クヘシ則タスカルヘシトノタマフニヨリ御弟子達ハ後生ノ道ヲ教候故ニ十二人トモニ死罪ニ逢被申候
一サーンヘーイートーロト申御弟子ハセースーウース御死去被成候前ニ被仰候ハヘーイートーロヲハ我上天以後世界一ノ位ニ備フヘキヨシ被仰候ゼーズーウス御上天被成候以後サーンヘーイートーロハーウーハニ

定タマウニヨリテ則ハーウーハノ元祖ニテ御座
候サーンヘーイトロハラーウーマニテサカサニクールー
スニカヽリ相果被申候

一サーンデーレト申御弟子ハクールースニカヽリ相果
被申候

一サーンシヤーカーウーベト申御弟子ハヘールーリーアト申
國ニテ捧ニテ撃殺シ申候

一サーンシーヨーアーンハラーウーマニテ釜イリニ逢被申
候

一サーンヒーリーウト申御弟子ハイーンーチーヤト申國ニ
テクールースニカヽリ被申候

一サーンハールートロト申ハイーンーチーヤニテ皮ヲハギ



殺申候

一サーンマーテーウースハ鑓ニテ衝殺シ申候

一サーンシヤーカーウーヘハ木刀ニテ撃殺申候

一サーントーメハ右同断イーンーチーヤニテ殺申候

一サーンシーモーンハ所ハ不存候死罪ニ逢申候

一サーンシーウータース同断

一シーウータース是ハゼーズーウースノ訴人仕候ニ付テタ
ノモシヲ失ヒ首ヲクヽリ自害仕候

一サーンマーチーアハ是ハ訴人シーウータースノカワリノ御
弟子所不存候死罪ニ逢申候

一サーンハーウーロセースーウース御上天被成候テハーウーロ
ノタメニセースーウース天降給ヒテ御弟子ニ被成

Roma

候
ハーウーロ ハラーウーマニテ斬罪ニ逢被申候サーン ホ
ウーロトモニ御弟子達八十三人ニテ御座候



男之ヘーヤート

一ガビーリアール ガースハール シーヤコーベ
シーヤーシーント シーヤーヌーアーリーヨ シーヤーウーアーキーン
シーヤーウーゼブ ジールーシーヤーリーヨ シーリーアーン
シーウースト シーユースーノ シーユーアーン
シーヤーウーレーセ セーローニーモ キーレールーモ
コーンーサーロ ハーヤーヒ ハーヒーアーン
ハーヒーリーシーヨ フラーンーシースコ ハーウイス
ハーウースーチーノ ヘーリーチ ヘーリ ヘーワ
ヘールーナーンート ホールート ト ハーリーラーアーン
マーヱール ヱーミーリーヨ ヱーリーシーヨ
ヱーツートール ヱーハーンーセーリーシーク セーウーセーヒーヨ

イーホーリート　イーシートーロ　メールーチーヨール
メーリークイーリーヨ　ミーケール　ムーチーヨ
マーセーンーシーアーヨ　マーリーノ　マーコーデーム
マーコーラーヲ　スーノーキーヲーラーイーワーシーヨ　マーンーシーヨ
マールーセーイーロ　マールーセーイーリーアーヌ
カーシーヨートーロ　セーソーサーレ　シーヒーカーアーノ
シーリーノ　コースーターンーチーニーヨ
コールー子ーリーヨ　コースーメ　クールーマーン　ターミーアーン
ターニーエール　ターリーヨ　テイーシーテーリーヨ　リーヨーコ
ドーミーコース　トーナート　トーローテーヨ　ツーアーレーテ
イーナーシーヨ　ハーウーチ　シーター　ハールーナーハ
ハールートールーメーウ　ハーシーリーヨ　バーシーテーンーア

ベーンート　ベールーナールート　ヘールーナーチーノ
ヘールーチーヨール　ヘールーテーシーン　ホーナーヘーンーチーウーラ
ホーテーハーシーヨ　ハーラーシ　フールーノ
アーターン　アーチーリーアーノ　アーローンーソ
アーホーンーソ　アーンーホーローシーヨ
アーナーターシーヨ　アーンーテーレ　アーンートーニーヨ
アーマートール　アーマール　アーンーターン　アールーヘールート
アーレーシーヤーテーレ　アーレーイーシーヨ　アーターオーシーコ
アーゴースーチーニーヨ　カーイーヨ　カーミーヨ　カーニージーヨ
カーラーチーヨ　カールーロ　カーシーアーノ　レーミーレーヨ
レーンートーロ　リーノ　ローヘールート　ローボ
ロートーリーコ　ローセーリーゴ　ローセーリーヨ

ローンーチーノ　ローツーケ　ローレーンーソ　ルーカ
ルーシーアーノ　ルーヒーノ　ルーヒース　ルーシー丶ーチーコ
ローマーノ　バールーテーザール　ケーレーメーンーテ
ケーレート　キーリーシートーハーロ　ケーレートキーリーシートーハーロ
ハーンーターリーアーン　ハーヌーシーヨ　ハースーコーアール
ハーウーリーノ　ハーラーロ　ヘーイートーロ　ホーンーシーアーノ
ホーリーカールーホ　ホーリート　ホーローターシーヨ　ホーロート
ラーハーユール　ラールーシーヨ　ラーザーロ　リーアーン
レームーンード　スーターシーヌーラーヲ　ユースーテーハーン
ソーテーロ　ターテーヨ　テーヨートーロ　テーノーシーヨ
チーユーリーヨ　チーモーテーヨ　トーマース　トーメーイ
ワーレーンーチーイー丶ーヨ　ワーレーリーアーノ　[illegible]レーリーヨ

ワースーコ　ヘーワーラ　ヒーセーンーテ　ヒーターレ
ヒーターリーアーノ　マールーセーイーリーニーヨ　マールーチーイーヨ
マールーコ　マーリーアーヌ　マーリーヨ　マールーチーイーニーヨ
マーテーフ　マーチーアース　マーウーリーシーヨ　マーウーロ
マーシーモ　サーバ　サールートーリーヨ　サー[illegible]リートール
セーラーヒーノ　シーミーアーン　シーマーウーン
シールーヘースーテーレ　アーンートーニーヤ　アーホーローニーヤ
アーンートーニーナ　ハーラーンーカ　ハールーハーラ
ハーシーチーアーナ　ヘーアーチーリース
ヘールーナールーダ　ヘーヒーアーナ　ヒーリーシーコ
コーンーセーンーシーヨ　カーラー丶　ヒート　ヒートーレ
ウールーバース　サーカーリーア

一　女ノヘーヤート

アーチーリーアール　アーカータ　アークースーチーナ
アーナースーターシーヤ　アーナーナ　アー子ース　ルーシーア
ルーケーレーシーヤ　ルーヒーナ　ルーシーア　テーカーラ
テーヨートーラ　テーレーサ　ウールーネーラ　ヘーワーニーカ
ヒンーセーンーシーヤ　ヒーヨーラークータ　ヒートーリーア
サーヒーナ　セークーンーグ　セーラーヒーナ
シーンーホーローサ　シーンーヒーリーシーヤーナ　ユーヘーラーインーサ
メールーチーヨーウ　メーシーア　ナークーリーア
ハーウーラ　ハーウーリーナ　ヘートーローニーラ
ホーンーシーアーナ　ホーローズーヘーウ　フールーティーンーシーヤ
ホーテーンーシーアーナ　ケーレーメーンーシーヤ　ケーレーシーチーナ



ケレセンシヤ　キリサンタ　レカリア
レヨノウ　ロウサ　ロラソレア　モヤ
シヤコハ　シヨアナ　シユリア　シユリアナ
シヨセハ　シユスタ　シユスチナ
マリア　マタレナ　マルセラ　マルセリナ
モニリ　マルカリタ　モテスタ　マルコ
マルアナ　マリナ　コストチヤ
タリヤ　チアナ　トロテヤ　フランシスカ
ハウシチニヤ　ヘクンタ　ヘリシタ子
ヘリハ　エメレンシアナ　エミリア
エンカラシメ　エレナ　エウヘミア
エウセニア　カラシヤ　セミニアナ

スサイ　エステハナ